

生活編

学生生活をはじめるとあって

知っておいて欲しいこと

生産工学部は実初キャンパスと津田沼キャンパスの2つで構成されています

主に1年生が学ぶ実初キャンパスには、教室棟・物理棟・化学棟をはじめグラウンドなどがあります。このキャンパスは、1年生の授業時間割表に記載されている教養基盤科目を中心に授業が行われます。

主に2年生以上が学ぶ津田沼キャンパスには、各専門学科棟、研究センター、図書館及び体育館などがあります。このキャンパスは、2～4年生の授業時間割表に記載されている全ての科目の授業が行われます。

伝達事項について

皆さんへの告知、通達その他の伝達事項は、すべてポータルシステム・ホームページ・掲示板によりお知らせいたします。

ポータルシステムURL <https://portal.cit.nihon-u.ac.jp/>

伝達事項の見落としがないように、毎日ポータルシステム・ホームページを確認する、更に掲示板をみる習慣をつけてください。

ポータルシステム・ホームページ・掲示板的確認を怠り、不都合が生じてても大学は責任を負いません。

伝達事項は、次の場所にそれぞれ掲載・掲示いたします。

事項	掲示場所	取扱課
休講・補講・時間割の変更等授業に関する事項	*ポータルシステム・ホームページ	教務課 実初校舎事務課
試験に関する事項	*津田沼キャンパス 37号館前	
教職課程に関する連絡事項	*実初キャンパス 2号館(教室棟I)前 又は2Fの掲示板	学生課 実初校舎事務課
学生生活全般に関する事項 課外活動・奨学金・その他	*ポータルシステム・ホームページ *津田沼キャンパス 学生課前・図書館前 掲示板 *実初キャンパス 2号館(教室棟I)前 又は2Fの掲示板	
キャンパス内アルバイトに関する事項	*津田沼キャンパス 学生課前 *実初キャンパス 1号館1F 実初校舎事務課前	学生課 実初校舎事務課
図書館利用に関する事項	*津田沼キャンパス 図書館内	図書館事務課
就職に関する事項	*津田沼キャンパス 37号館前	就職指導課
学術講演会に関する事項	*津田沼キャンパス 37号館前	研究事務課
学科に関する事項	各学科の掲示板	各学科

学生証について

学生証は皆さんのID(身分証明書)ですので、常に携帯してください。また、学生証は学生証と有効期限を明示した「学生証裏面学籍シール」からなり、学生証の裏面に**当年度の**「学

生証裏面学籍シール」が貼付されていない場合は無効です。

キャンパス内では学生証呈示用名札ケース・ネックストラップを必ず着用してください。

- ① 学生証は大学が皆さんに貸与するものです。他人に貸与又は譲渡することはできません。本学を卒業する際は返還していただきます。また、退学・除籍の場合も返還していただきます。
- ② 試験時に学生証を不携帯の場合は受験できません。また、出席管理、各種証明書の発行、図書館、体育施設などの諸施設の利用の際に必要です。
- ③ 学内外で教職員に求められた場合は速やかに学生証を提示してください。
- ④ 他の学生の学生証を使用した場合や故意に汚損・破損した場合は、処分等の対象となります。

学生証を汚損・破損・紛失した場合

学生証を汚損・破損した場合は、新しい学生証と交換いたします。汚損・破損による交換は無料です。ただし、故意に汚損・破損させた場合の交換は、有料(1,000円)となります。

学生証を紛失した場合は、警察署又は交番等に遺失物の届け出を行った上で、再発行の手続きを行ってください。手続きには、学生証紛失届(再発行申請書・誓約書)の提出が必要です。また、誓約書には押印が必要です。紛失した際の学生証発行手数料は有料(1,000円)です。

再発行した後に紛失した学生証が見つかった場合は、速やかに教務課へ返還してください。ただし、再発行にかかった費用は返還することはできません。返還せずに複数の学生証を所持しているのが見つかった場合は、処分の対象となることがあります。*学生証の交換又は再発行の手続きは、教務課(津田沼キャンパス)で行ってください。



学生証裏面学籍シールについて

- ① 「学生証裏面学籍シール」は毎年4月のガイダンスで交付を受けてください。学生証は、毎年「学生証裏面学籍シール」を貼り替えることにより効力を発します。
- ② 「学生証裏面学籍シール」の交付を受けたら直ちに氏名、学年、学生番号、現住所を確認してください。
- ③ 学生証は在学期間を通して使用しますが、「学生証裏面学籍シール」の有効期限は1年間です。
- ④ 現住所を変更した場合は、「学生証裏面学籍シール」の交換が必要になります。変更届を提出後、直ちに学生課で、新たな「学生証裏面学籍シール」の交付を受けてください。

守らなければならないこと

喫煙のマナーを守ろう

喫煙は本人だけでなく、周囲の人々もタバコの煙によって害を受けます。大学生になっても「未成年者喫煙禁止法」で20歳までは喫煙が禁止されています。20歳になれば、タバコを吸うのは自己責任ですが、健康に影響が出るのはもちろん、女性の場合は妊娠・出産時の胎児への害も危惧されます。

生産工学部では、学生諸君の健康への配慮はもちろんのこと、校舎内及び周辺地域の美化のため

- ① 歩きタバコの禁止
- ② 吸殻のポイ捨て禁止
- ③ 所定の場所以外での喫煙禁止(実初キャンパスは全面禁煙です。)

を徹底しています。

タバコを吸わない人たちや周辺住民の方々とのトラブルに発展しかねませんので、吸わない人への心配りを持って、キャンパス内に限らず駅や商店街・路上でも喫煙マナーを守りましょう。

自動車通学は一切禁止です

本学では自動車による通学は一切禁止しています。サークル活動または課外活動や個人的な活動も含みます。

理由は、以下のとおりです。

- ① 交通事故の防止(年に数件の死傷事故が発生しています)
- ② 駐車場が確保できない
※違法駐車で、近隣住民とのトラブルの原因になります。

バイク・自転車登録手続き及び駐輪等注意事項について

バイク・自転車で通学(自宅から最寄り駅までの使用者を含む)する学生は、毎年4月に実初校舎事務課又は津田沼キャンパス学生課で、必ずバイク・自転車登録をしてください。登録ステッカーを渡しますので指定箇所にはり付けて、駐輪場に止めてください。バイク・自転車は駐輪場内であっても放置しないでください。**有効期限は3/31までですので、必ず毎年4月に登録手続きを行ってください。**

また、車種変更の場合も再登録が必要です。登録車輛以外は無許可駐輪として、撤去等の処置をします。構内への乗入れも禁止です。なお、**最近バイク・自転車の盗難が頻発しています**

休講・補講について

24ページを参照。

試験について

24ページを参照。

呼び出し、連絡、照会について

家族・知人などから大学へ、電話による学生の呼び出しを依頼されることがありますが、大学では、学生の居場所については明確に把握しかねますので、呼び出しには応じていません。あらかじめ承知しておいてください。

また、電話による学生の住所、成績などの問い合わせにも一切応じません。



(令和4年度見本 バイク・自転車登録ステッカー)

ので、駐輪の際には忘れずにチェーンロックなどで二重に施錠してください。

※構内での注意事項

- ・入構時: バイク・自転車は門外で降車し押して移動。
- ・退構時: 構内は押して移動し、門外で乗車。
(構内でバイクのエンジンは停止してください。)

徒歩通学中の注意

商店街や駅周辺の人混みの多い場所では、周囲に迷惑をかけることがないように注意してください。

歩きスマホや、大音量のヘッドホン・イヤホン、道幅いっぱいの集団歩行等は自身の事故にもつながります。

バイク通学者へ

バイクの運転には危険が伴いますが、電車・バスを利用するよりも通学時間を大幅に短縮できる場合には、バイク通学を認めています。**バイク通学者は十分に注意をはらって安全運転を心がけてください。**

また、事故を防ぐために、警察署の協力で実技指導講習会(12月頃)を行っていますので、ぜひ参加してください。

ソフトウェアの不正コピーについて

IT文化の便利さを享受できるのは、コンピュータのおかげです。ただし、そのコンピュータもソフトウェアあってこそ。ソフトウェアの不正コピーは開発への正当な対価を損なわせて健全なIT文化の発展を阻害します。不正コピーは犯罪です。許可のない楽曲や画像、映像のコピーなども著作権侵害で、多額の賠償請求や刑事罰を科せられることがあります。未来のために、自分のために、著作権法を守りましょう。

構内での遊具の使用、球技、ドローン等飛行の禁止について

本学部では、構内でのスケートボード等の遊具の使用や所定の場所以外でのキャッチボール等の球技については、騒音や他者との接触によるケガの危険性が高いことなどから禁止しています。

また、ドローン等についても同様の理由で飛行を禁止しています。

なお、これらについては、学外であっても許可されている時間や場所を確認し、ルールやマナーを守ってください。

※体育館等学内施設の利用を希望する場合は、学生課にご相談ください。

危険物等の持ち込みについて

構内への危険物の持ち込みを禁止しています。また火気の使用、施設や器物の汚損や周囲に危険・迷惑を及ぼす行為並びに教職員・警備員の指示に従わない行為も禁止しています。

ゴミの分別について

ゴミは燃えるゴミ・カン・ビン・ペットボトルなどに分別して捨ててください。

また、ゴミの不法投棄は禁止しています。

携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル機器について

授業中は、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル機器の電源を切ってください。また、試験中は監督者の指示に従ってください。

学生食堂について

- ① セルフサービス方式ですので、食べ終わった食器は必ず自分で指定の場所に片付けてください。
- ② 空き缶・カップラーメンの容器等のゴミは、分別してゴミ箱に捨ててください。

「掲示」「印刷物の配布」について

学内での連絡、呼びかけ（サークル勧誘を含む）の掲示や印

気をつけて欲しいこと

落し物・忘れ物について

キャンパス内での落し物や忘れ物が多くあります。拾得物は津田沼キャンパスでは学生課、実叡キャンパスでは実叡校舎事務課で取り扱っています。落とし物の保管期限は原則3か月です。

盗難について

キャンパス内で現金など貴重品の盗難が少なからず発生しています。教室や図書館では荷物を置いたまま席を離れないようにし、財布・貴重品は必ず携帯するようにしてください。万が一被害に遭ってしまった場合は、速やかに津田沼キャンパスでは学生課、実叡キャンパスでは実叡校舎事務課に申し出ると共にキャッシュカード等の発行元に連絡を入れてください。

刷物の配布は、許可が必要です。必ず事前に学生課又は実叡校舎事務課に届けてください。

通学手段・経路

現住所(本人・保証人)・保証人氏名・

電話番号(本人・保証人)の変更について

次の事項に変更が生じたときは、速やかに学生課又は実叡校舎事務課へ届け出てください。変更届の提出を怠っていると、大学からの事務連絡や緊急時の連絡が伝わらず、不利益をこうむるようになります。

- ・本人の現住所が変わった場合
 - ・改姓など戸籍上の変更があった場合
 - ・保証人の現住所が変わった場合
 - ・保証人の氏名が変わった場合
 - ・本人又は保証人の電話番号(携帯電話を含む)が変わった場合
- ※変更届を出さなかったため不都合が生じても大学は責任を負いません。

大地震時 緊急対応カードについて

緊急時の個人情報を記入のうえ、学生証呈示用名札ケースに入れて、常に携帯してください。



なお、解約に関しては無条件で解約できる「クーリング・オフ制度」があることも知っておいてください。

このほか悪徳商法には次のようなものがありますので、おかしいと思ったら、まずはっきりと断ってください。

クーリング・オフについて

クーリング・オフとは訪問販売や割賦販売などの契約と一定の期間内なら無条件で解約できる制度のことです。

- ・訪問販売に関する契約は8日間
 - ・マルチ商法に関する契約は20日間
- 通知の方法は、口頭ではなく文書の内容証明郵便又は簡易書留郵便で送付してください。

マルチ(連鎖販売取引) 商法について

「販売員を増やせば多額の手数料が入ります」などの触れこみでネズミ算式に販売組織を広げる商法です。ノルマ達成のため詐欺的・強迫的な勧誘に奔走せざるをえない末路となりますので、こうした商法に関与しないよう十分注意してください。

振り込め詐欺について

「おれだよ、おれ」と息子や孫、親族をかたって電話を掛け、電話に出た者に対し、「事故に遭ってお金が必要になった。すぐにお金を振り込んでくれ」などと話し、指定した口座に現金を振り込ませる詐欺事件です。

最近では警察官や弁護士、保険会社を名乗って仲介を装い、示談金を請求するなど、手口が巧妙化しています。

このような被害に遭わないために、事実関係を必ず確認すること、警察、消費者センターに相談するなど、焦らず冷静な対応をするよう心がけてください。

アポイントメント商法について

「あなたが選ばれました」という電話や手紙で勧誘され、商品を買わされる商法です。粗悪品と多額の請求書が送られてきます。十分注意してください。

資格取得商法について

講座を受けるだけで「〇〇資格が取れます」という手紙で勧誘されて、多額の受講料を払わせる商法です。十分注意してください。

「金融ローン」の利用について

「学生証だけで低利融資します」というこれらのローンは、利用手続きの簡便さが特徴です。しかし、実際には高金利の利息を支払うことになり、わずかな借金でも、利息が利息を生み、その返済で学業に支障をきたすばかりでなく、周囲にまで迷惑を及ぼす結果となります。どうしてもお金が必要なときは、両親などによく相談してください。

薬物乱用の防止について

大麻の売買や吸引で大学生が逮捕・起訴される事件が相次いでいます。覚せい剤、大麻などの薬物は「やせられる」「カッコいい」「楽しい」といったイメージを持っている人もいますが、大きな間違いです。一度だけの使用でも死に至ることもある非常に危険な薬物です。また、所持するだけでも覚せい剤は10年以下の懲役、大麻は5年以下の懲役に科せられます。万が一誘われてもあなた自身の強い意志で断ってください。困ったことがあったら学生課に相談してください。

カルト的宗教団体の勧誘について

大学のキャンパスや通学路周辺で勧誘を行う宗教団体があります。これらの団体は最初は自分たちの本心を隠し、サークル活動やボランティア活動等を装い巧みに誘い、ある程度の信頼関係・人間関係ができてから宗教の勧誘を行います。そして、あたかも自分の意思決定による行動といったように断れない雰囲気の中で入信を強要してきます。被害にあわないためには、氏名・住所・メールアドレス等の個人情報をむやみに教えないこと。団体の施設には決して行かないこと。そして、勇気を持って毅然とした態度で断ることが大事です。もし、カルト的宗教団体の被害に遭ったときは学生課に相談してください。また、学内でカルト的宗教団体の勧誘を受けたり、見かけた場合も学生課に連絡してください。

Web上の書き込みについて

Web上のブログ等に、明確な根拠もなく一方的に他者を中傷するような内容や、「飲酒運転をした」など事実と異なる虚偽の内容を書き込み、名誉毀損や違法行為に当たるとして大学に厳しい批判の声が寄せられるケースが目立っています。インターネットは不特定多数が閲覧可能であり、他者を中傷するような内容や安易な私的情報の書き込みが予想外の誤解を与え、相手に多大な精神的苦痛を与えたとともに、本人はもちろん周囲にも迷惑をかけたり、トラブルになる可能性があります。皆さんは学生としての社会的責任を自覚し、Web上には軽率な書き込みをしないよう十分に注意してください。

犯罪に対する情報について

様々な犯罪から身を守るため、ふだんから新聞・テレビ・ラジオなどの犯罪情報に耳を傾けましょう。

また、インターネットでも情報を入手できます。下記のホームページにアクセスしてください。

千葉県警ホームページ www.police.pref.chiba.jp

警視庁ホームページ www.keishicho.metro.tokyo.jp

千葉県消費者センターホームページ

www.pref.chiba.lg.jp/customer

学費について

授業料等の学費は、次のように定められています。それぞれの期日までに納入してください。

納入期日：前期 4月末日 後期 9月末日

2022 年度入学者の学費

項目	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次	
	入学時	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
入 学 金	260,000							
授 業 料	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000
実 験 実 習 料	40,000	40,000	45,000	45,000	50,000	50,000	50,000	50,000
施 設 備 資 金	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
維 持 会 費	30,000		30,000		30,000		30,000	
校 友 会 費 (準 会 員)	10,000		10,000		10,000		10,000	
合 計	1,000,000	700,000	745,000	705,000	750,000	710,000	750,000	710,000

※卒業年度の後期に校友会費（正会員）初年度分を1万円納入。
※一括納入が困難な方は、会計課までお問い合わせください。

学生生活について

学籍

修業年限

修業年限とは、本大学の教育課程を修了するために必要な期間のことです。在学年限とは、本大学において学生の身分を有することができる期間のことです。卒業までの修業年限は最低4年（2年次編入学生は最低3年、3年次編入学生は最低2年）です。大学に在籍することのできる在学年限は8年（2年次編入学生は7年、3年次編入学生は6年）を超えることができません。

大学は単位制をとっていますので、単位の修得については各自が履修計画を立て、受講登録しなければなりません。また、受講にあたっては授業科目ごとに受講条件がありますので、よく確かめてください。なお、授業科目の履修については、「履修編」を参照してください。

休学

病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上休学することのできない者は、クラス担任と相談の上、学生証とその事実を証明する書類を添え、保証人連署で教務課に届け出てください。原則として入学年度を除き、休学することができます。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由*による場合は認められています。

*修学困難な事由

病気、大規模災害被災及び留学生の兵役等、本学の教育課程において一定期間休学することが実質的に困難な場合

休学の願い出について（2年次以降）

下記の期限までに「休学願」を提出した場合、学費は徴収されずに休学在籍料等が徴収されます。学費を全額納入後に休学を許可された場合は、休学在籍料等との差額が返還されますが、退学等により学籍を失った場合は返還されません。

また、下記の期限を過ぎて願い出た場合は、所定の学費全額の納入が必要です。（学費についての詳細は会計課へ）

- ・前期・通年の休学を願う場合……5月31日まで
- ・後期の休学を願う場合……11月30日まで

休学期間は1学期又は1年ですが、通算して在学年限の半数を超えることは出来ません。

在学年限

なお、休学期間は在学年数には含まれ8年を超えて在学することはできませんので、注意してください。

休学の理由が解消されたときは、復学を願い出ることができます。ただし、復学は学期の始めからとなりますので、8月中旬又は2月中旬までに手続きを済ませてください。（詳細は教務課窓口にて相談してください）

除籍

理由なく学費の納入を怠った場合、理由なく欠席が長期にわたる場合、あるいは在学年限を超えた場合は除籍になることがあります。

学費未納で除籍された者が、当該除籍の発生した学期の末日までに除籍取消しの願い出を提出し、学費を完納した場合、学部長の承認を得て除籍取消しをすることができます。その他、除籍・除籍取消しについては、教務課で相談してください。

退学

病気その他やむを得ない理由により、退学しようとする場合は、クラス担任に相談の上、学生証とその事実を証明する書類を添えて、保証人連署の上、教務課に届け出てください。

ただし、退学後、再入学することは難しいので、慎重に考えてください。病気その他やむを得ない理由により退学した者がその事由が解消し、再入学を希望した場合、学則29条により選考のうえ許可されることがありますが、既修得授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがあります。退学・再入学に関する詳細・条件については、教務課で相談してください。

転部

日本大学内の他学部への転部についての詳細は、各学部へお問い合わせください。

また、生産工学部では、他学科へ転科を希望する者に対して転科制度（2年次転科）が設けられており、転科試験が実施されます。詳細については、クラス担任又は教務課にお問い合わせください。

除籍取消し

再入学

転科

窓口受付時間・電話番号案内

		津 田 沼 キ ャ ン パ ス	実 初 キ ャ ン パ ス
各 課 ・ 科 事 務	平 日	※9時～18時	※9時～18時
	土 曜 日	9時～13時	9時～13時
	電 話	教 務 課 ☎047-474-2225 会 計 課 ☎047-474-2233 学 生 課 ☎047-474-2243・9555(奨学金) 就 職 指 導 課 ☎047-474-2271 機 械 工 学 科 ☎047-474-2310 電 気 電 子 工 学 科 ☎047-474-2370 土 木 工 学 科 ☎047-474-2420 建 築 工 学 科 ☎047-474-2480 応 用 分 子 化 学 科 ☎047-474-2550 マ ネ ジ メ ン ト 工 学 科 ☎047-474-2600 数 理 情 報 工 学 科 ☎047-474-2650 環 境 安 全 工 学 科 ☎047-474-2360 創 生 デ ザ イ ン 学 科 ☎047-474-9780	実 初 校 舎 事 務 課 ☎047-474-2801・2815(奨学金) 教 養 ・ 基 礎 科 学 系 ☎047-474-2895
		9時 ～ 17時	
	図 書 館	平 日 9時～20時 土 曜 日 9時～17時 電 話 ☎047-474-2265・2279	9時～18時 9時～13時 ☎047-474-2837
	学 生 支 援 室	平 日 開 室 時 間 9時～17時 ☎047-474-2229 日 本 大 学 学 生 支 援 セ ン タ ー ☎03-5275-8238	
	カ ウ ン セ ラ ー 室	平 日 月～金曜日 開 室 時 間 10時30分～16時30分 (最 終 受 付 16時00分) ☎047-474-2245	火 曜 日 開 室 時 間 10時30分～16時30分 (最 終 受 付 16時00分) ☎047-474-2812
	保 健 室	平 日 10時～18時 土 曜 日 9時～13時 電 話 ☎047-474-2244	9時～17時 ☎047-474-2865
	ア カ デ ミ ッ ク ア ド バ イ ザ ー ル ー ム		平 日 12時～18時 土 曜 日 電 話 ☎047-474-2931
	IT セ ン タ ー	平 日 9時～18時 土 曜 日 9時～13時 電 話 IT セ ン タ ー ☎047-474-2282	9時～18時 ☎047-474-2838
食 堂	平 日 8時30分～19時 土 曜 日 10時00分～15時	P123 参 照	
購 買 部	平 日 8時45分～19時 土 曜 日 10時～16時 電 話 ☎047-472-5011	8時45分～19時 9時～16時 ☎047-477-0181	

注) ※印の時間は、教務課・学生課・会計課・庶務課・就職指導課・実初校舎事務課の窓口受付時間であり、その他の窓口については9時～17時となります。時間変更、長期休暇中等は、その都度ホームページ、掲示でお知らせします。

証明書の交付について

各種証明書等の交付一覧

項目	手数料 (円)	概要		取扱窓口
		津田沼キャンパス	実朮キャンパス	
在学証明書	100	即日発行 (証明書自動発行機)	即日発行 (実朮校舎事務課窓口)	教務課 実朮校舎事務課
成績証明書	200	即日発行 (証明書自動発行機)	即日発行 (実朮校舎事務課窓口)	
卒業見込証明書	100	即日発行 (証明書自動発行機)		
単位修得証明書	200	即日発行 (証明書自動発行機で申込書を購入し、 教務課窓口にて提出してください。)		教務課
教職免許状 取得見込証明書	100			
調査書 (大学院受験用)	300	1週間程度 (証明書自動発行機で申込書を購入し、 教務課窓口にて提出してください。)		教務課
人物考査書	200			
各種英文証明書	600			
学生証再発行	紛失	1,000	教務課窓口にて申し出てください。(P110参照)	教務課
	破損・ 磁気不良	無料	学生証を持参のうえ、教務課窓口にて申し出てください。	
健康診断証明書	100	※用紙指定のない場合 即日発行 (証明書自動発行機)	※用紙指定のない場合 即日発行 (実朮校舎事務課窓口)	学生課 保健室 実朮校舎事務課
		※用紙が指定されている場合 (証明書自動発行機で申込書を購入し、 保健室へ申し込んでください。)		
学生旅客運賃 割引証(学割証)	無料	即日発行 (証明書自動発行機)	即日発行 (実朮校舎事務課窓口)	学生課 実朮校舎事務課
通学証明書	無料	交付願用紙に必要事項を記入し、学生課 窓口にて申し込んでください。	即日発行 (実朮校舎事務課窓口)	学生課 実朮校舎事務課
団体旅行割引証明書				学生課

健康診断証明書

定期健康診断の記録は保健室に保管されています。健康診断証明書が必要なときは、証明書自動発行機(実朮校舎は事務課窓口)にて即時発行できます。ただし、用紙が指定されている場合は、証明書自動発行機にて申込書(兼納付証)を購入の上、保健室へ申し込んでください。発行には3～4日を要します。

なお、発行は当年度のみとなります。

学生旅客運賃割引証(学割証)

学生旅客運賃割引証(通称「学割証」)は、学生証を使って自動発行機(実朮校舎は事務課窓口)で交付されます。学割証の交付は1回の申請につき2枚で、年間10枚を限度としますが、やむをえない場合にはその証明となる書類を持参して、適当と認められたときはそのつど交付されます。有効期限は発行日より3か月です。

通学証明書(学生証裏面の経路確認印)

通学定期乗車券を購入する際は必要となります。購入希望者は学生証裏面学籍シールと通学定期乗車券発行控に必要事項を記入し、学生課(1年生は実朮校舎事務課)で学生証裏面学籍シールに経路確認印を押してもらってください。

通学区間の記入は学校最寄りの駅と居住地最寄り駅との最も経済的かつ合理的な区間を経路とします。

団体旅行割引

研究室やサークル等の団体が専任教職員の引率で合宿や旅行をする際に利用できます。取扱窓口(JR他各鉄道・旅行代理店等)で所定用紙を受取り、必要事項を記入の上、学生課で公印を押印後、先方窓口にて提出してください。

ただし、必ず「行事届・参加者名簿」を前もって提出してください(118ページ参照)。

これらの証明書を紛失したときは、速やかに学生課及び駅に届け出てください。紛失者が無届けで拾得者に使用された場合、紛失者がその責任を問われます。他人に譲渡した場合も同様です。

証明書自動発行機取扱い時間

平日	9時～18時	授業実施期間中
土曜日	9時～13時	
夏季休暇期間	10時～17時	
日・祝日・夏季休暇期間の土曜日	取扱い中止	
冬季休暇期間	取扱い中止	年末及び年始

その他の取扱い時間・中止期間は、その都度、掲示・ホームページ等で確認してください。

各種の届・願い出

項目	摘要	取扱窓口	参照頁
休学したいとき	病気その他の理由により休学を希望するときは、クラス担任に事前に相談の上、「休学願」を提出してください。(病気、ケガなどの場合は医師の診断書が必要です)(教務課指定用紙)	教務課 実務校舎事務課	114
復学したいとき	休学者に対し8月・2月に教務課より「復学願」用紙が送付されます。復学を希望するときは「復学願」を提出してください。		114
退学したいとき	クラス担任に相談の上「退学願」を提出してください。(教務課指定用紙)		114
欠席したいとき			23
平常試験(授業内実施の試験)を欠席したとき	追試験受験願(教務課指定用紙)を提出してください。		25
本人・保証人・緊急連絡先の住所又は電話番号に変更があったとき 改姓など戸籍上に変更があったとき 保証人の変更があったとき	[現住所・改姓・保証人・電話] 変更届を速やかに提出してください。	学 生 課 実務校舎事務課	112
バイク・自転車で通学したいとき	窓口に申し出て、ステッカーを受け取ってください。(毎年更新)		111
通学定期乗車券を購入したいとき	有効期限内の学生証裏面学籍シールを貼りつけた学生証と通学定期乗車券発行控を提出し承認を受けてください。		117
電車通学経路等に変更が生じた場合	「通学定期乗車券発行控」を再提出してください。		—
傷害・事故等で治療費等の給付を受けたとき	傷害・事故等が発生した場合、授業担当教員、指導教員、クラス担任、サークル顧問等にすみやかに連絡し「傷害事故報告書」「事故受付票」を学生課に提出してください。(事故等が発生してから3週間以内)		128
海外での研修・研究などのために渡航するとき	学科・研究室・学生団体(公認サークル)等で海外に渡航する場合には、海外渡航届、渡航計画書、参加者名簿、誓約書、引率教職員名簿等を担当教員(顧問)を通じて学生課宛提出してください。個人の場合も海外渡航届は必要です。	学 生 課	—
新しく学生団体(サークル)を設立したいとき	「学生団体登録届」を提出し、承認を受けてください。		—
学生団体(サークル)を継続したいとき	毎年度はじめに「学生団体登録届」を提出し、承認を受けてください。		—
学生団体(サークル)で学外活動や、学内・学外で行事を行うとき	学生団体(公認サークル)で、合宿・旅行・試合・練習など学外で活動する場合や、学内・学外を問わず、各種催し物を行う場合は7日前までに「サークル行事届・参加者名簿」を提出してください。		—
ポスター・看板の掲示、印刷物の配布をしたいとき	学内で案内・呼びかけ・連絡などの目的で掲示をする場合は、事前に承認を受けてください。(公認サークルのみ)	学 生 課 実務校舎事務課	112

施設・備品などの利用の願い出

項目	摘要	取扱窓口	参照頁
図書館を利用したいとき	詳しくは130ページをご確認ください。	図 書 館	130
未来工房を利用したいとき	詳しくは137ページをご確認ください。	庶 務 課	137
教室・演奏室を利用したいとき	使用願を提出し許可を受けてください。	学 生 課	134
厚生施設を利用したいとき	「使用願」と「使用者名簿」を提出し許可を受けてください。(厚生施設案内参照)		136
学内の体育施設を利用したいとき	各体育施設の項を参照してください。		138
備品を借用したいとき(マイクなど)	備品を借用したいときは「施設教室使用願」の付帯設備欄に記入してください。		—
上記以外の諸施設を利用したいとき	「使用願」を提出し許可を受けてください。		—

各種相談

生活相談

項目	摘要	取扱窓口	参照頁
不安や悩みがあるとき	不安や悩みがあれば、気軽に相談してください。問題解決のために協力し、助言します。	学 生 支 援 室 ク ラ ス 担 任 保 健 室	120
学内で急病やケガをしたとき	速やかに応急処置を受けてください。	保 健 室	122
健康相談を受けたいとき	校医が健康相談に応じています。		122
キャンパス内のアルバイトの情報を得たいとき	「キャンパス内アルバイト募集要項」を掲示しています。外部アルバイトは掲示していません。	学 生 課 実務校舎事務課	—
アパートの情報を得たいとき	URL: http://www.cit.nihon-u.ac.jp/campus-life/student_support/apart で閲覧してください。	インターネット	—

修学相談

項目	摘要	取扱窓口	参照頁
修学に関する事	疑問が生じたときは、自分で判断しないで相談してください。	教 務 課 学 生 支 援 室 ク ラ ス 担 任	120
教職課程に関する事	「教職課程」を参照してください。	教 務 課	104
障がい等に関する事	障がい等の相談に応じています。	学 生 支 援 室	120

進路相談

項目	摘要	取扱窓口	参照頁
留学に関する事	進学に関する資料の閲覧と相談に応じています。	教 務 課	106
大学院に関する事		学 生 支 援 室 ク ラ ス 担 任	102
就職に関する事	企業・求人の資料閲覧と相談に応じています。	就 職 指 導 課 各 学 科 事 務 室	140

経済的な相談

項目	摘要	取扱窓口	参照頁
学費を一括納入できないとき	納入期限内に窓口・電話で相談してください。	会 計 課	115
奨学金を受けたいとき	奨学金を受けたいときは相談してください。奨学金の案内はポータルシステム又は、掲示板に掲示されます。	学 生 課 実務校舎事務課	144

学生相談

学生支援室

大学生活は、高校時代の生活と、授業形態、勉強内容、生活環境などが大きく変わります。このような変化は、皆さんに新たな気分を与える反面、戸惑いや違和感をも起こさせるかもしれません。また在学中には、勉強のこと、経済的なこと、人間関係のこと、自分の性格や能力のことなど、いろいろな悩みに出会うことがあると思います。皆さんの多くは、このような悩みに出会っても、それをあまり苦にせず、うまく切り抜けるか、友人間で解決していくようです。しかし、中には集団活動を苦手とし、友人とのつきあいを好まず、自信喪失に陥ったり、孤独になったりして、ついには学業を放棄してしまう場合もあります。そこで、そのようなことがないように大学生活をより円滑で有意義に過ごすために、本学部では、皆さんのあらゆる問題に対応して、気軽に相談できる窓口として学生支援室を設けています。

学生支援室では専任のコーディネーターが在室しており、皆さんの悩み、相談に応じると共に相談内容に応じて適切な部署への橋渡しや関係部署との協力を得るなど行っています。また、専門のカウンセラーが待機しており、精神的悩みなどに対応しています。相談内容については個人の秘密を厳守します。とにかく、どんな些細なことでも困ったことがあったらドアをノックしてみてください。電話での相談にも応じています。

障がい等のある学生の支援に関する相談を受け付けています。

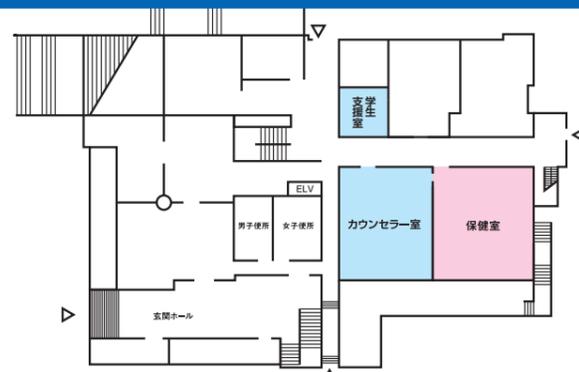
カウンセラーによる相談は予約制です。津田沼キャンパスの学生支援室で予約を取ってください。なお、実初キャンパスでは、実初校舎事務課が相談受付窓口となります。

受付時間・電話番号は115ページを参照してください。

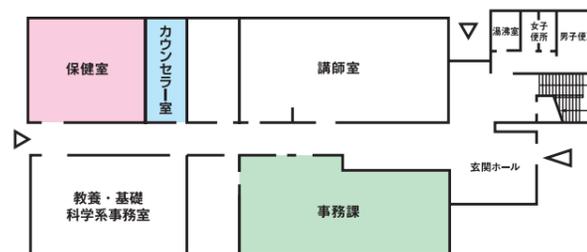
クラス担任

本学部では学生指導の立場から全学年を通して、クラス担任を置いています。

クラス担任はクラスのアドバイザーとして学習上の問題や各種手続事項に関する連絡のほかクラス行事を行う場合など、いろいろな相談に応じます。



津田沼キャンパス 1号館（事務棟）1階



実初キャンパス 1号館（事務・研究棟）1階

学生支援室の利用について

学生支援室は、学生の皆さんがより良い大学生活を送れるよう心配ごとや悩みを解決するためお手伝いします。

一人で悩まないで、どんなことでも結構ですから気軽に訪ねてください。専門のカウンセラーや教員が相談に応じます。

なお、友人や家族の方と一緒に来室しても構いません。

相談の秘密は厳守します。

学習支援活動 — 少しだけの勇気と努力を —

高校までの勉強のやり方と大学での勉強のやり方の違いにとまどっている人、自分では頑張れると思って大学に入ってきたのに、なかなかうまくいかなくて悩んでいる人、これから海外にどんどん出かけていたいと思っている人、以下のサポートのなかでやってみたいもの、受けたいものがあったら、ぜひ実践してみてください。やってみるときには、少しだけの勇気と努力がいるかもしれません。

これらの講座等は単位にはまったく関係ありません。自分で積極的に行動しなければ支援活動も受けられません。できそうなところからトライしてみましょう。

《基礎学力充実のために》

アカデミックアドバイザー

どのように勉強していけばいいのか、何が分からないのか分からないなど、学習で困ったときには、まずアカデミックアドバイザーに相談してみましょう。特に、数学、物理は親切に指導してもらえます。

アカデミックアドバイザールームは、実初キャンパスの5号館（教室棟Ⅱ）1階102室です。授業期間の月～金曜日の12:00～18:00の間なら、いつでも相談に応じます。

《自己啓発のために》

English Café

英会話に親しめる「English Café」を津田沼キャンパス（39号館2階カフェテリア）で開催いたします。

詳細につきましては、掲示板・ポータルシステム等に掲載いたします。

TOEIC IP

英語によるコミュニケーション能力を測るテストを受験する機会を提供しています。会場は生産工学部です。詳細につきましては、掲示板・ポータルシステム等に掲載いたします。

《学習の進め方のヒント》

大学で学んでいくためのアイデアをまとめたものに、名古屋大学が作成した「ティップス先生からの7つの提案」というものがあります。以下にその抜粋を記載しましたので、これからの学習の参考にしてください。

☆教員と接する機会を増やす

- 意識して教員と接する機会をつくってみよう!!
- 知っている教員に会ったらあいさつする
- 授業中はできるだけ前の方に座る
- 授業以外のことについても相談できる教員を見つける

☆他の学生と協力して学習する

- クラスメイトと積極的に交流しよう!!
- 大学時代のかけがえのない友人に出会えるかも……。
- 他の学生の名前や顔を覚える
- 大学での学習方法について、相談できる仲間を作る

☆主体的に学習を進める

- 漠然と講義を聴くのではなく、主体的に学習する姿勢を身につけよう!!
- 十分な予習をして授業にのぞむ
- 授業中に積極的に発言・質問する
- 本や新聞、雑誌などの活字媒体を読む習慣をつける



☆学習の進み具合をふりかえる

- 自分の理解度を把握しよう!!
- 授業の内容が理解できないときは教員に伝える
- 課題や小テストにはすべて取り組み、きちんと提出する

☆学習に要する時間を大切に

- 学習時間の管理方法を身につけ、大学生活を有意義に過ごそう!!
- 授業には遅刻をせず毎回出席する
- 授業中は授業内容に集中する
- 私語で他の学生の学習時間を奪わない
- 授業についていけないかどうか不安になった時は、早めに教員に相談する

☆意欲的な目標に挑戦する

- 高い学習意欲をもち、学内の人的・物的資源を有効活用しよう!!
- 自分なりの意欲的な学習目標を立てる
- 大学時代全体の目標を立ててみる
- 大学卒業後の将来設計について考えてみる

☆異なる考え方や背景を尊重する

- いろいろな学生と交流し、視野を広げよう!!
- 友人の姿勢、態度の中から優れた部分を自分に取り入れる
- ネット上で書き込む際のエチケットを守る

出典：名古屋大学高等教育研究センター HP
もっと詳細が知りたい方は、以下へアクセスしてみてください。
<http://www.cshe.nagoya-u.ac.jp/seven/>



健康管理

前向きで明るく楽しい学生生活を送るためには、自分自身の健康管理が大切です。

皆さんは、以前より活動範囲や活動時間が拡大し、不規則な生活リズムになりがちかもしれません。一方、親元を離れ一人暮らしを始めたり自立することで生活習慣をコントロールできる時期でもあります。自らの健康に目を向け、健康的な生活習慣を身につけることは、大学生活だけでなく社会生活を通じて皆さん自身を守るにつながります。つまり、「今」の生活が未来の自分に影響を与えていくのです。

世界保健機構（WHO）では、健康を以下のように定義しています。「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。（日本 WHO 訳）」要するに、健康であるということは、『いま病気でない』と言うだけでなく、皆さんが持つ力を十分に発揮して学生生活を送ることが出来ることを言います。そのためには、まずは「予防」を心がけましょう。日々の体温測定や健康管理のほか、毎年の健康診断も積極的に受けてください。体調不良がある場合には、早めに医療機関を受診することをお勧めします。また、環境が変わったことで身体と心のバランスが崩れることもあります。健康に関して心配ごとがある場合は保健室にご相談ください。保健室では、学生支援室と連携し皆さんが健やかな学生生活を送れるようバックアップいたします。

健康診断

毎年4月に実施される定期健康診断は、疾病の早期発見、治療、健康管理のため、学校保健安全法により全員が受けなくてはなりません。就職・サークル活動や学内行事などで健康診断証明書が必要になった場合、定期健康診断を受診していなければ発行できませんので必ず受診してください。

また、精密検査等病院受診や再検査の指導があった場合は、すみやかに受診・再検査を行ってください。

学校感染症について

学校保健安全法に定められた感染症等になった場合

学生課又は保健室に電話で報告し、指示に従ってください。

【047-474-2242（学生課）・047-474-2244（保健室）】

登校再開に際しては医師の登校許可の証明が必要となります。生産工学部ホームページ—学生生活—健康管理から登校許可書をダウンロードして証明をもらってください。

登校許可後の初登校の際に、医師が記載した登校許可書を保健室に提出してください。登校許可書をもとに欠席届の手続きを行ってまいります。

※ 学校保健安全法で定められている感染症（参考）

分類	対象疾病
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

保健室

保健室では風邪をひいたり、胃腸の調子が悪い、けがをしたなどの日常の疾病に対して応急処置や各種医療機関を紹介しています。常用している薬は自分で持参してください。また、健康相談にも応じています。

実朮キャンパス保健室

場所 1号館（事務・研究棟）1階（120ページの略図参照）
開室時間 （平日）9：00～17：00

津田沼キャンパス保健室

場所 1号館（事務棟）1階（120ページの略図参照）
開室時間 （平日）10：00～18：00
（土曜日）9：00～13：00

なお、校医が週に1日来校しています。

来校場所 津田沼キャンパス1号館保健室

※面談等希望する場合は前もって保健室に問い合わせください。

学生食堂

学生生活において、毎日の食事は重要な要素をしめています。入学後、アパート等での一人暮らしを初めて経験される皆さんも多く、食生活がとかく不規則、おろそかになりがちです。勉学や課外活動でのエネルギーの消費に備え、食生活に十分注意をはらわなければなりません。

本学部では実朮・津田沼両キャンパスにそれぞれ学生食堂があります。営業は業者に委託し運営していますが、価格・質・量などは常に学生生活委員会が指導を行っています。

感染症対策のため、各テーブルにパーテーションを設置しております。また座席は間隔を空けて使用してください。利用できない座席には、印をしています。



購買部

日常の学用品などを販売する購買部は、実朮・津田沼両キャンパス共に、営業は業者に委託していますが、市価より安価に販売するよう指導しています。種々の要望等ありましたら学生課に寄せてください。

営業時間は下記のとおりです。

営業時間

実朮キャンパス

月曜日～金曜日▶8：45～19：00
土曜日▶9：00～16：00

津田沼キャンパス

月曜日～金曜日▶8：45～19：00
土曜日▶10：00～16：00

※夏季休暇等により、時間が変更になる場合があります。

大学・学部行事

大学で行われる行事には、全学的に行われる行事と学部単位で行われる行事があります。

特別講義

特別講義は、学科及び専攻などの教育課程を越えた幅広い教育・研究に資するために行われるスペシャルレクチャーです。各学科・専攻で企画・実施され、国内外の学界・産業界から著名な方々を招いて行われます。

毎年15件から20件の特別講義が行われます。内容、開催時期についてはそのつと掲載されます。

生産工学部学術講演会

生産工学部学術講演会は、生産工学部及び大学院生産工学研究科における教育の向上と研究の発展に寄与することを目的に毎年度1回開催されています。

令和3年度（第54回）学術講演会は、12月11日（土）に開催されました。コロナ禍のため例年より規模内容を縮小しましたが、240余件の専門分野別の研究発表（口頭発表）がありました。

学術講演会は、本学部で行っている研究の現状を知るための貴重な機会であるとともに、ゼミナールや卒業研究のテーマの

選択に大いに役立つものと思われるので、1～4年生も積極的に聴講されることを勧めます。

専門分野（令和3年度）

構造・強度、計測・制御・情報、環境・エネルギー、材料・物性、デザイン・マネジメント、人間・自然科学、人文・社会・教育、医療・健康・福祉

公開講座・セミナー

公開講座・セミナーは開かれた大学を目指し、一般市民の皆様を対象に開催しており、企業活動の交流の場や生涯教育の一助にもなっています。

日本大学体育大会

日本大学体育大会は、体育を通じて学生・生徒・教職員が相互に交流し、親睦を深め、総合大学としての連帯意識の高揚を図ることを目的として実施されるものです。令和2・3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全競技中止となりました。令和元年度の競技種目は次のとおりです。

大学の部（令和元年度）

種目名	担当	期日	会場
ソフトテニス	法学部	9月6日（金）	千葉白子サニーインむかいテニスコート
バレーボール（男・女）	文理学部	8月22日（木）～8月23日（金）	文理学部百周年記念館
軟式野球	経済学部	9月5日（木）～9月6日（金）	経済学部総合運動場
剣道	商学部	9月4日（水）	商学部100周年記念体育館
柔道	芸術学部	9月4日（水）	日本大学柔道部道場
バスケットボール（男・女）	国際関係学部	9月5日（木）～9月6日（金）	三島キャンパス桜アリーナ
陸上競技（男・女）	三軒茶屋	10月25日（金）	駒沢オリンピック公園陸上競技場
テニス（男・女）	理工学部	8月20日（火）	理工学部船橋校舎テニスコート
スキー（オープン）	工学部	2月18日（火）～2月21日（金）	かたしな高原スキー場
卓球	生物資源科学部	9月21日（土）	生物資源科学部体育館
バドミントン（男・女）	文理学部	8月20日（火）	文理学部百周年記念館
サッカー	本部	9月4日（水）～9月5日（木）	時之栖スポーツセンター

高校の部（令和元年度）

種目名	担当	期日	会場
バレーボール（男子）	櫻丘高	8月27日（火）～8月28日（水）	文理学部百周年記念館・総合体育館
バレーボール（女子）	日大三高	8月29日（木）～8月30日（金）	日大三高総合体育館・第二体育館
バスケットボール（男子）	土浦・岩瀬・土浦中等	9月5日（木）～9月6日（金）	土浦日本大学高等学校総合体育館
バスケットボール（女子）	鶴ヶ丘高	9月10日（火）～9月11日（水）	文理学部百周年記念館・総合体育館
サッカー	明誠高	9月2日（月）～9月4日（水）	時之栖スポーツセンター
卓球	豊山高	9月4日（水）～9月5日（木）	文理学部百周年記念館
水泳（男・女）	東北高	6月5日（水）	東京辰巳国際水泳場
柔道	日大三高	9月6日（金）	神奈川県立武道館
剣道（男・女）	習志野高	9月9日（月）	理工学部船橋校舎スポーツホール
陸上競技（男・女）	三軒茶屋	10月25日（金）	駒沢オリンピック公園陸上競技場

教職員の部（令和元年度）

種目名	担当	期日	会場
ソフトボール	経済学部	8月30日（金）※令和元年度は雨天で中止	経済学部総合運動場
テニス	生産工学部	8月21日（水）	生産工学部実習キャンパステニスコート
ボウリング	歯学部	9月6日（金）	シチズンプラザ
ゴルフ	薬学部・藤沢高	8月26日（月）	取手国際ゴルフ倶楽部

参加部科校

①大学（短期大学部・専門学校を含む）

法学部 文理学部 経済学部 商学部 芸術学部 国際関係学部 危機管理学部 スポーツ科学部 理工学部 生産工学部 工学部 医学部 歯学部 松戸歯学部 生物資源科学部 薬学部 通信教育部

②高等学校

日大高 櫻丘高 鶴ヶ丘高 藤沢高 豊山高 豊山女子高 三島高 明誠高 山形高 習志野高 東北高 日大一高 千葉日大一高 日大二高 日大三高 大垣日大高 土浦日大高 岩瀬日大高 土浦日大中等教育学校（後期） 宮崎日大高 佐野日大高 佐野日大中等教育学校（後期） 長崎日大高 長野日大高 札幌日大高 目黒日大高

③中学校【陸上競技】

日大中 藤沢中 豊山中 豊山女子中 三島中 日大一中 千葉日大一中 日大二中 日大三中 土浦日大中等教育学校（前期） 宮崎日大中 佐野日大中等教育学校（前期） 長崎日大中 長野日大中 札幌日大中 目黒日大中

④本部



生産工学部スポーツ大会

令和3年度は、5月15日（土）に実習キャンパスで行われました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、種目を縮小し、テニスのみ行いました。

生産工学部では、学生と教職員が一体となり、スポーツを通じて交流と親睦を深める目的で毎年実施しております。

令和元年度実施した種目については、以下のとおりです。

学科対抗競技種目

二人三脚レース、大玉ころがし、100m×4リレー、玉入れ、障害物リレー、綱引き

オープン競技種目

フットサル、ソフトボール、バレーボール、テニス、バスケットボール

NU祭

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、主にweb開催となりました。

大学（令和3年度部科文化祭）		
法学部	法桜祭	11月3日(水)~11月4日(木)
文理学部	桜麗祭	10月29日(金)~10月31日(日)
経済学部	三崎祭	11月3日(水)~11月4日(木)
商学部	砧祭	10月30日(土)~10月31日(日)
芸術学部	日芸祭	11月3日(水)~11月5日(金)
国際関係学部	富桜祭	12月18日(土)~12月19日(日)
危機管理学部・スポーツ科学部	三茶祭	11月6日(土)
理工学部(駿河台)	桜理祭	中止
理工学部(船橋)	桜理祭	10月31日(日)
生産工学部	桜泉祭	10月30日(土)~10月31日(日)
工学部	北桜祭	10月30日(土)~10月31日(日)
医学部	翠心祭	12月20日(月)~1月20日(木)
看護専門学校	若樹祭	11月2日(火)
歯学部	桜歯祭	
歯科技工専門学校	駿技祭	中止
歯科衛生専門学校	翔衛祭	
松戸歯学部	松戸祭	10月16日(土)
松戸歯科衛生専門学校		
生物資源科学部	藤桜祭	中止
薬学部	桜葉祭	中止
通信教育部	集夏祭	中止

高校（令和元年度高校文化祭）		
日本大学高等学校	桜苑祭	9月14日(土)~9月15日(日)
日本大学櫻丘高等学校	櫻高祭	6月22日(土)~6月23日(日)
日本大学鶴ヶ丘高等学校	鶴ヶ丘祭	6月22日(土)~6月23日(日)
日本大学藤沢高等学校	日藤祭	6月15日(土)~6月16日(日)
日本大学豊山高等学校	豊山祭	10月26日(土)~10月27日(日)
日本大学豊山女子高等学校	秋桜祭	10月26日(土)~10月27日(日)
日本大学三島高等学校	桜陵祭	6月15日(土)~6月16日(日)
日本大学明誠高等学校	誠祭	6月22日(土)~6月23日(日)
日本大学山形高等学校	桜華祭	8月31日(土)~9月1日(日)
日本大学習志野高等学校	日習祭	6月15日(土)~6月16日(日)
日本大学東北高等学校	アカシヤ祭	7月12日(金)~7月13日(土)
日本大学第一高等学校	櫻墨祭	9月28日(土)~9月29日(日)
千葉日本大学第一高等学校	習陵祭	11月9日(土)~11月10日(日)
日本大学第二高等学校	銀杏祭	11月9日(土)~11月10日(日)
日本大学第三高等学校	三疊祭	9月28日(土)~9月29日(日)
大垣日本大学高等学校	青垣祭	6月27日(木)~6月28日(金)
土浦日本大学高等学校	桜華祭	6月21日(金)~6月22日(土)
岩瀬日本大学高等学校	桜瑛祭	6月22日(土)~6月23日(日)
土浦日本大学中等教育学校	OPEN HOUSE	10月26日(土)~10月27日(日)
宮崎日本大学高等学校	宮桜祭	7月11日(木)~7月12日(金)
佐野日本大学高等学校	顕桜祭	6月29日(土)~6月30日(日)
佐野日本大学中等教育学校	顕桜祭	6月29日(土)~6月30日(日)
長崎日本大学高等学校	桜菊祭	10月26日(土)
長野日本大学高等学校	桜花祭	7月2日(火)~7月3日(水)
札幌日本大学高等学校	桜虹祭	7月6日(土)~7月7日(日)
目黒日本大学高等学校	すずかけ祭	10月12日(土)~10月13日(日)

桜泉祭

桜泉祭とは学部祭の通称で、日本大学の校章のマークである桜と習志野市泉町にちなんで呼ばれているものです。

例年、桜泉祭実行委員会が組織され、学生の運営によって行われる学部最大の行事です。

期間中は学術、文化系サークル等による展示・発表を中心に、



パレードや模擬店などで祭を盛り上げます。また、著名人による講演会や学生によるバンド演奏、展示発表など盛り沢山の催し物が行われます。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、web開催となりました。

大学生活における課外活動などを生かし有意義な青春を送って欲しいと思います。



写真は令和元年度の桜泉祭のもの

課外活動

大学が、社会から期待されるのは、そこに学ぶ者への次代を担う一員としての大きな期待があるからです。現に年齢が若いというだけをとっても多くの可能性をもっています。一つの目標を定め、困難を克服していく姿は、美しいものです。そして、その努力の結果は有形、無形の財産として身につけ、後の人生を豊かなものに導く自信へとつながることでしょう。

人間性の尊重が、改めて問われている現在、豊かな自己の確立は重要な課題です。大学では正課授業の他に、課外活動として自由で活発な活動を期待しているのは、個性豊かな人格形成を目指して、趣味やスポーツを共通とした人間的なつながりが、

生涯の友を作り、精神的な修養や人間的なマナーやエチケットを身につけ、講義では得られない修養の場としても見逃せないからです。

勉強以外の時間をどのように自己の中に生かし、有意義なものとするかは、学生一人ひとりの考えにゆだねられています。幸い本学部には、多くのサークルがあります。

みなさんの有意義な学生生活のためにもサークルへの積極的な参加を期待しています。

(162 ページのサークル一覧を参照)



保険制度

正課・課外教育中又は課外活動中等に傷害・事故等により死亡、負傷した場合には「日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程」、「日本大学生産工学部学生見舞金制度」が適用され、治療費等が一部給付されます。

万が一傷害・事故等が発生した場合には、下記により迅速に対応してください。

記

1 対象

- ① 正課教育中の事故
- ② 大学が主催する行事実施中の事故
- ③ 学科、クラス、ゼミナール等が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外教育中の事故
- ④ 正式に団体届を提出した団体が、あらかじめ所定の手続により（行事届等）届出をして行った課外活動中に発生した事故
- ⑤ その他前各号に準ずる事故

※ただし、事故発生原因が故意又は重大な過失による場合又は法令若しくは本大学の学則、諸規程等に違反した行為による場合はこの限りではありません。

2 発生時の対応

上記活動中に傷害・事故等が発生した場合には、授業担当教員、指導教員、クラス担任、サークル顧問等にすみやかに連絡し、「傷害事故報告書」「事故受付票」を学生課に提出してください（事故等が発生してから3週間以内に学生課に提出がない場合には治療費等が給付されない場合があります）。

各種施設の利用

図書館

情報システム

コンピュータ・ネットワーク

教育用情報関係施設

教室・演奏室

厚生施設

未来工房

体育施設

図書館

図書館は、本学部の高度な教育・研究活動の維持発展に資することを目的として設置され、かつ運用されています。

図書館の所蔵する資料並びに諸施設はこの目的を具現化したものであり、利用者みなさんに開かれた場として存在しています。

利用者は図書館が所蔵するすべての資料を自由に閲覧することができます。自主的な学習・研究に図書館施設、機能及び資料を存分に活用してください。

図書館案内

図書館は、津田沼キャンパスの本館と実初キャンパスの分室で構成されています。

本館は8階建てで、各階の開架式書架を中心に閲覧室、自習室、グループ学習室、学祖コーナー、学部史コーナー、AVブース等からなり、利用に供しています。(館内配置図参照)

分室は実初キャンパス2号館(教室棟)1階にあり、主に教養・基礎科学系の資料を中心に所蔵しています。本館・分室とも共通に利用することができます。(分室の配置図はホームページ参照)

蔵書数は図書が約24万冊、国内外の学術雑誌を約1,600タイトル所蔵し、最新学術情報については国内の私立大学図書館でも屈指の規模を誇る約9万タイトルの電子ジャーナルや電子ブックにアクセスすることができます。

開館時間及び休館日

開館時間

本館 平日9:00～20:00
土曜9:00～17:00
実初分室 平日9:00～18:00
土曜9:00～13:00

休館日

日曜日・祝日
本学の創立記念日(10月4日)
夏季・冬季休暇中の一定期間
その他、図書館が必要と認めるとき

*臨時休館あるいはやむを得ず開館時間を変更する場合は、その都度掲示します。

利用方法

書架はすべて開架方式をとっています。日本十進分類法により分類・配架されています。書架から自由に図書を選び、利用することができます。

探している図書が書架に見つからない場合は、コンピュータを使って検索することができます。

NUNSY(Nihon University Information Network System) OPACは本学部図書館が所蔵する資料の所蔵目録データベースを検索するシステムです。図書館内に設置されたOPAC端末及び図書館ホームページの「資料検索」から図書の所蔵及び所在情報を検索することができます。

検索方法はホームページをご覧ください。

なお、利用した図書は、責任を持って書架上の元の位置に戻してください。

図書の貸出

図書の貸出しを受ける場合は、図書に学生証を添えて、受付カウンターに提出してください。

貸出冊数及び貸出期間は次のとおりです。

区分	身分	冊数	期間
貸出	学部生	10冊	15日
	大学院生	10冊	30日
一夜貸出	学部生・大学院生	10冊	1日

*一夜貸出の対象図書は、製本された雑誌、新聞の縮刷版に限ります。また、次の図書は貸出しできません。

CD・DVD、未製本雑誌、JIS規格、住宅地図、修士・博士論文、未製本の学内刊行物、貴重書、新聞、研究室配備図書、その他禁帯出図書

なお、本館あるいは分室所蔵の資料をそれぞれのカウンターで相互に借受けることができます。借受けたい資料名と請求記号を受付カウンターに告げ手続きをしてください。ただし、午後の手続きの場合、翌日の貸出しになることがあります。

貸出の延長

他に予約者がいない場合は、再貸出しの手続きをすることができます。貸出期間内に延長したい図書と学生証を受付カウン

階	配置	内容	
8F	洋書	館内配置図(本館)	
7F	洋雑誌(製本) 修士・博士論文		
6F	洋雑誌(製本)		
5F	和雑誌(製本)		
4F	和雑誌(製本) 新聞(縮刷版)		
3F	閲覧室 学内・他学部刊行物 一般雑誌・参考図書コーナー 自然科学・数学 検索用端末機 コピー機	特別研究室・AV室 グループ学習室 図書ラウンジ	
2F	閲覧室 社会・経済・経営・教育・ 白書・年鑑・統計書・法令集 加除式図書 検索用端末機	館長室 学術情報センター 入口 受付カウンター 新聞コーナー 新聞図書コーナー 学祖コーナー 学部史コーナー 貴重書展示コーナー AVコーナー 事務室	自習室
1F	閲覧室 機械・電気・金属・化学工業 コンピュータ関係・地図 検索用端末機 コピー機	物理・化学・生物・技術工学・ JIS/FE/PE AVブース	閲覧室 土木工学・建築工学 新着学術雑誌(和・洋) 就職活動・資格試験 ガイドブック・道路地図 検索用端末機

ターに提出してください。

図書の返却

借受けた図書は必ず貸出期間内に、受付カウンターで返却手続きをしてください。

本館・分室どちらでも返却手続きができます。

また、図書館が閉館しているときはブックポストへ本を返却することも可能です。

なお、貸出期間を超過して返却した場合は、ペナルティーとして延滞日数を貸出停止期間とします。

貸出期間を順守して利用してください。

AV資料の利用

ビデオ、CD、DVD等を館内で視聴するための専用のブースがあり、学術分野以外にも語学関係、各種映画等豊富なソフトを所蔵しています。

利用に際しては、AV資料に学生証を添えて受付カウンターに提出してください。

文献複写

図書資料はコイン式の複写機でコピーすることができます。

ただし、複写は著作権法で許された範囲に限定されます。また、ノート等私物のコピーはできません。

資料の探し方(図書検索端末)

本館・分室の閲覧室に設置されたOPAC用端末機、及びインターネットに接続されたPC等から図書情報の検索ができます。

検索対象資料は本学部図書館が所蔵する資料の所蔵目録データベースです。

検索方法は書名、著者名等利用者が検索したい対象項目に検索語を入力します。検索語の入力は例えば書名で検索する場合、書名の一部の語句でもかまいません。ただし、一文字での検索は推奨できません。

なお、詳細はホームページをご覧ください。

各種サービス

1 レファレンス・サービス

求める資料が見つからないとき、知りたい事項について調べ方がわからないとき、あるいは図書館の利用方法等で困ったときは遠慮なく受付カウンターに相談してください。必要な資料の紹介

や書誌・所蔵情報の提供など様々な援助を行っています。

・資料の探し方や資料の使い方がわからないとき

・雑誌等に記載されている論文を探したいとき

・読みたい資料、文献の所蔵館を知りたいとき

・OPAC(Online Public Access Catalog =利用者検索用端末)の使い方がわからないとき

2 相互利用

当館に所蔵していない資料については、相互利用の制度によって他の図書館から有料でコピーを取り寄せることができます。

また、図書の借用も可能です。受付カウンターまで申し込んでください。

3 他の図書館の利用

当館に所蔵していない資料の閲覧を希望する場合は、他大学・各種機関図書館への問合せ及び紹介をいたします。受付カウンターまで申し込んでください。

なお、日本大学の他学部図書館は学生証を持参することで図書の貸出しが可能です。

4 図書購入希望

必要な資料が図書館にない場合、購入希望の申請を行うことができます。リクエストカードに必要事項を記入の上、受付カウンターまで申し込んでください。検討の後、購入の可否を連絡します。

なお、図書館利用に関する詳細はホームページをご覧ください。



情報システム

本学部のカリキュラムにおいて、コンピュータは欠くことのできない設備であり、基礎教育から専門教育、さらに研究分野まで幅広く利用されています。学内には次のような情報関係施設又は電子メール・ポータルシステム・Web ページ等の情報サービスがあり、授業や研究活動等に利用されています。

利用方法

情報システムを利用するには、ユーザ ID とパスワードが必要です。ユーザ ID とパスワードは 1 年次に全員登録され、ガイダンス時にお知らせします。案内に従って利用してください。

コンピュータ・ネットワーク

生産工学部では、津田沼キャンパスと実籾キャンパスを一体化したコンピュータ・ネットワークを構築し、インターネットに接続しています。したがって、各施設から学内をはじめ、日本中、世界中の多くの人々と情報の交換（電子メールなど）や情報の検索・提供・収集を行うことができます。

ネットワークを利用する場合には、情報倫理や危機管理について理解しておかなければなりません。また、ネチケット（ネットワーク上でのエチケット）やマナーを必ず守りましょう。コンピュータ・ネットワークは、正しく使えば、便利な道具です。ルールを守って安全なネットワーク運用に協力し、積極的に活用しましょう。

利用方法

学内からは各施設のパソコンを使用して、又は自身のノートパソコンや携帯情報端末を Wi-Fi（無線 LAN）や情報コンセントに接続して利用してください。学外からもインターネットプロバイダーを経由してポータルシステム等の情報サービスを利用できます。

<http://itc.cit.nihon-u.ac.jp/itc/>

利用時間

システムの保守作業時間等を除き、24 時間利用できます。

利用上の注意

- ①コンピュータ施設内は全て禁煙です。また、飲食物の持ち込みも禁止です。
- ②授業で施設を使用しているとき、授業以外の学生の利用はできません。
- ③室内の整理整頓や清掃に協力してください。
- ④機器の操作は、丁寧に行ってください。また、機器の不具合に気づいた場合は、速やかに係員に連絡してください。
- ⑤ユーザ ID・パスワードは、各自責任を持って管理してください。
- ⑥その他、ネットワークを含む施設利用全般について、他人に迷惑をかけないようにエチケットを守りましょう。
上記の注意が守られない場合、利用制限等の措置をとることがあります。

利用上の注意

- 1 セキュリティの確保に努めること
ユーザ ID とパスワードの管理は厳重にし、初期パスワードは必ず変更しておくこと。自身のノートパソコンには本学で無償配布しているウイルス対策ソフトウェアをインストールし、基本ソフトウェア等を最新の状態に維持すること。また、著作権侵害につながるファイル交換ソフトを使用しないこと。
- 2 必要以上の個人情報は公開しないこと
住所、電話・メールアドレスなどの記載に注意すること。
- 3 ルールに従いネチケットを守ること
ネットワークを利用する場合には、「生産工学部ネットワーク利用に関する要項」に従うこと。電子メールや SNS を利用する場合には、ネチケットを守ること。

禁止事項

- 1 法律に反する行為
他人の名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害、教育上好ましくない情報（公序良俗に反するもの）の収集や提供をしないこと。
- 2 不正使用する行為
他人の ID ・パスワードで不正にアクセスをしないこと。
- 3 システムの破壊につながる行為
個人が持参したり、ダウンロードしたファイルをむやみに実行しないこと（利用者が気づかぬうちにウイルスに汚染され、コンピュータに高負担をかけたり、システムを破壊したりすることがある）。

教育用情報関係施設

教育用情報関係施設は、授業などの教育目的に使用される情報関係施設で、利用時間内には自由に利用することができますが、授業のために使用している場合は授業優先となります。また、システム保守作業のため利用できない時間帯や、学部行事、夏季・冬季休暇などのため利用できない日がありますので、ポータルシステム・掲示などに注意してください。ポータルシステムの間合わせ先は教務課 cit.kyoumu@nihon-u.ac.jp になります。



情報処理演習室A・B(津田沼キャンパス24号館401・402室)

情報処理演習室は、計算機言語演習など多くの授業による利用に供しています。室内のパソコンは教室内ネットワークに接続されて、統合的なシステムとして運用されており、教育支援システム（CAI）により、効率的な授業環境を提供しています。また、持ち込みパソコンでも Wi-Fi（無線 LAN）の利用が可能です。

利用時間

月曜日～金曜日 9:00～20:00
土曜日 9:00～13:00

利用できる機器・主なソフトウェア

- ・パソコン：162 台
- ・アプリケーションソフトウェア：
Mathematica, MS-Office, Matlab, Visual Studio,
Solid Works (CAD), Scigrass, Auto CAD,
Arc GIS, Adobe CC

情報処理演習室C(津田沼キャンパス24号館301室)

情報処理演習室A・Bと同様に使用することができます。

利用時間

月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～13:00

利用できる機器・主なソフトウェア

- ・パソコン：110 台
- ・アプリケーションソフトウェア：
Mathematica, MS-Office, Matlab, Visual Studio,
Solid Works (CAD), Scigrass, AutoCAD,
ArcGIS, Adobe CC

e-Space (津田沼キャンパス24号館305室)

ここでは、持参したパソコンを使うためのWi-Fi（無線LAN）・情報コンセント・電源・ネットワークプリンター等が敷設されており、学内LANやインターネットに接続することができます。

利用時間

月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～13:00

利用できる機器

- ・情報コンセント：15口
- ・Wi-Fi（無線LAN）
- ・ネットワークプリンター
- ・A3対応スキャナー

各種印刷スペース (津田沼キャンパス)

持参したパソコンをWi-Fi（無線LAN）から敷設されているネットワークプリンターにて印刷することができます。

利用できる場所

- ・37号館2階 ホワイエ
- ・39号館1階 ギャラリー
- ・2号館（学生食堂）1階
- ・図書館入口横

利用できる機器

- ・Wi-Fi（無線LAN）
- ・ネットワークプリンター

教室, 演奏室

教室は、研究室・ゼミや課外活動での使用を認めています。利用を希望する場合は、次の窓口へ申し込んでください。

実習キャンパス教育用コンピュータ実習室A・B・C・D (実習キャンパス52号館401・402・404・405教室)

ここでは、持参したパソコンを使うためのWi-Fi（無線LAN）・電源等が敷設されており、学内LANやインターネットに接続することができます。

1年生の「情報リテラシー」など基盤科目（情報系）の授業で使用されています。

利用時間

月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 閉室

利用できる機器

- ・Wi-Fi（無線LAN）
- ・ネットワークプリンター

利用申し込み窓口

津田沼キャンパス教室及び演奏室 学生課
実習キャンパス教室 実習校舎事務課

学生ラウンジ

各学科には学生ラウンジがあります。学生ラウンジでは、教員や学生と談話したり、自習したり、ピアサポーターの活動場所として開放しています。

また、学生食堂には、学生が自由に利用できるオープンスペースがあります。昼食後や授業の合間にゆったりくつろぐことができます。



教育情報関係施設
学生ラウンジ
教室
演奏室

厚生施設

施設名	所在地	料金	収容定員	設備・備品等
(本部) 軽井沢研修所	長野県北佐久郡軽井沢町 軽井沢 1052-1 ☎ 0267-42-2401	1泊2食付 4,200円	256名	ソフトボール場, 総合グラウンド, 多目的コート, テニス専用コート, 講義室, 多目的ホールなど
(法学部) 箱根仙石原寮	神奈川県足柄下郡箱根町 仙石原 1236 ☎ 0460-84-8044	1泊2食付 3,500円	26名	・町営仙石原テニスコート利用可 ・周辺に日帰り温泉多数
(芸術学部) 館山セミナーハウス	千葉県館山市加賀名 97 ☎ 0470-29-1131	1泊2食付 3,500円	90名	ミーティングルーム, セミナールームなど
(理工学部) 八海山セミナーハウス	新潟県南魚沼市山口 1666 ☎ 025-775-3701	1泊2食付 3,500円	98名	天体観測室, 談話室, 研修室, リソースセンターなど

注) 1 「料金」については, 令和2年1月現在の, 学生が使用した場合の金額です。なお, 予告なく変更されることがありますのでご了承ください。
2 「収容定員」については, 学生を対象としたものです。

厚生施設の利用方法

軽井沢研修所(本部)

①予約について

予約は使用日の1か月前の月初めから, 学生課で受け付けます。

夏季休暇期間中(7~9月)の使用は, 別途期日を指定して一斉に予約を受け付けます。

②使用手続きについて

使用希望日の10日前までに申込票に必要事項を記入して, 学生課に申し込んでください。予約がとれれば, 厚生施設使用申請書と使用者名簿をお渡しします。

学生課で申請書及び名簿に受付印押印後, 宿泊日の7日前までに会計課窓口で使用料金を支払ってください。

未来工房

生産工学部創設60周年を記念して学生の自由な創作活動のスペースが誕生しました。

未来工房の利用については, 安全を確保し, 楽しく創作活動ができるようライセンス制度(C級~S級)を導入しています。

まず未来工房で実施する安全教育講習会を受講し, ライセンス登録(C級)を行います。また, 各設備についてはB級ライセンスを取得することにより使用できるようになります。

講習会日程, 利用方法等の詳細については未来工房へ直接お問い合わせください。



他学部の厚生施設

他学部の厚生施設を利用するときは, あらかじめ学生課に申し出てください。予約は, 使用日の1か月前の月初めから受け付けます。

使用料金は厚生施設案内に伴い, 使用日の10日前までに支払ってください。

☆セミナーハウス・厚生施設共通の留意事項

- 1 全ての厚生施設の使用期間は, 3泊4日を限度とします。
- 2 手続き完了後の期間・人数の変更及び返金は, 原則としてできません。

【利用時間】

月~金曜日 12:00~20:00

土曜日 12:00~16:00

※利用時間は変更になる場合があるため, 工房で直接確認してください。

【設備】

- **金工** マシニングセンタ, 精密卓上旋盤, 精密卓上フライス盤, 卓上ボール盤, 斬鉄帯鋸盤, 交流アーク溶接機, 板金折り曲げ機, アクリル板曲げ機, 卓上グラインダ, 高速切断機, エアープラズマ切断機, 丸鋸盤(アルミ・アクリル盤切断用)
- **木工** 木工旋盤, 卓上フライス盤, 卓上ボール盤, 小型自動かんな盤, 丸鋸盤, 糸鋸盤, バンドソー, ベルトジスクサンダ, 丸のこ
- **塗装** 塗装ブース(含むベビコンプレッサー)
- **陶芸** 電動ろくろ
- **電動工具** 電気かんな, ハンドドリル, 電動ドライバー, スリムディスクグラインダ, ジグソー
- **その他** サンドブラスト, Tシャツプリンタ, マグカップ印刷他, 手工具・測定具類, STiKA カuttingマシン, 大型インクジェットプリンタ, 3Dプリンタ, 小型電気炉, レーザ加工機, 刺しゅう付きコンピューターマシン

【備考】

学部行事, 点検作業等により利用できない日時・設備がありますので, 掲示などに注意してください。

体育施設

体育施設は、正課の実技授業及び体育系サークルの基本施設として、次のとおり設置しています。これらの施設は、授業時間、サークル活動時間以外は学生に開放され、利用することができます。

	施設名	利用案内	申し込み窓口
実 初 キ ャ ン パ ス	グラウンド (陸上競技場兼球技場) 第二球場	正課授業や課外活動で使用していないときは、学生に開放しています。使用を希望するときには、右記窓口に申し込み、許可を得てください。毎月最初の平日に翌月までの申し込みを受け付けます。	学 生 課 実初校舎事務課
	多目的コート (バスケットボール、バレーボール、テニス、フットサル)		
	テニスコート (5面)	正課授業や課外活動で使用していないときには右記に申し込んで、許可を得て使用してください。サークル以外の団体で使用したいときは学生課に相談してください。	学 生 課 実初校舎事務課
	ゴルフ練習場	原則として、正課授業と課外活動以外での使用は認めていません。	
	シャワー棟 1階 ロッカー室、シャワー室	使用するときは、右記窓口に申し込み、許可を得てください。	実初校舎事務課
	弓道場	原則として、正課授業と課外活動以外での使用は認めていません。	

津 田 沼 キ ャ ン パ ス	体 育 館 (25号館 2階)	正課授業や課外活動で使用していないときには右記に申し込んで、許可を得て使用してください。サークル以外の団体で使用したいときは学生課に相談してください。	学 生 課
	屋内プール (25号館地下)	5月～12月の週2日間(17:00～19:00)開放しています。(8月は除く) 開放日・時間は掲示にて確認してください。	学 生 課
	トレーニングルーム (25号館 2階)	正課授業や課外活動で使用していないときは、右記に申し込めば、自由に使用できます。(ただし、トレーニング講習会の受講者に限る)	体 育 館 事 務 室
	武 道 館	原則として、正課授業と課外活動以外での使用は認めていません。	
	津田沼多目的コート	原則として、正課授業と課外活動以外での使用は認めていません。	

使用時間は、グラウンド
 テニスコート } 7:00～20:00
 第二球場 }
 多目的コート }
 体育館 9:00～20:00 }
 どの体育施設も飲食、喫煙禁止。
 用具の貸出も行っておりません。



津田沼キャンパス講堂・体育館(25号館)の外観

将来の道しるべ

就職

奨学金制度・特待生制度

各種資格について

就職

将来の人生設計を見据えた大学生活を

大学生活を送るなかで大事なことは、「有意義な生活をおくること」にあります。

これは、やがて訪れる『就職』というステージで大きな意味を持ってきます。

学業はもちろんのこと、大学生活（サークル、アルバイト、ボランティア etc...）から得たものを、自信をもって語れることが大事になります。それらの経験からどんな成果をあげたのか、また自分が得たものが何なのかを語れることが大きな力になります。

問われる社会人基礎力

現在、多くの企業は従来の書類選考、筆記試験、面接だけでなく、エントリーシートや性格診断テスト、グループディスカッションといった多様な方法で学生の資質を見るようになっていきます。理系の場合は専攻の知識や研究はもちろんですが、社会人として働くために必要な基本的な人間性も問われます。専攻の知識や学業だけではなく、「社会人基礎力」と呼ばれる、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働くといった点も含めて総合的に判断されます。

就職活動時期

採用情報の解禁や会社説明会開始は学部3年生の3月に、倫理憲章に同意している大手企業の採用選考の開始は4年生の6月に始まりますが、この枠にとられない採用活動をする企業もあります。また、4年生は就職活動を含め、卒業研究や卒業に向けての準備等スケジュールが過密になります。

そのため、「いつのまにか志望企業の採用活動が終わっていた」ということがないように、情報収集に努め自己分析等対策で準備を整え、3年生3月の情報解禁と共にスタートすることが大切です。

就職指導課では、3年生の後期から企業研究やエントリーシート作成、SPI試験等の対策講座を順次開催します。就職支援講座を活用し、2月末までには志望企業を検討しておきましょう。

学内では同級生、先輩後輩、教職員などみなさんを取り巻く人たちがいます。また、幸い本学は多くの卒業生が社会の様々な分野で活躍しており、就職活動ばかりでなく、社会に出てからも皆さんの後押しをしてくれるでしょう。

3年後、よりよい人生選択ができるよう、目的意識を持った有意義な学生生活を送ってください。

就職資料の閲覧と支援

1 就職指導課

学科・学年に関係なく就職に関する相談や先輩の就職先のデータや企業の情報の収集ができます。「履歴書の書き方がわからない」、「採用試験の動向を教えてください」、「大学に来ている募集はあるか」など、気軽にお尋ねください。求人票、就職関連書籍、企業パンフレット、U・Iターン情報、公務員の募集要項なども閲覧できます。

また、本学に特化した就職支援システム「NU就職ナビ」は、いつでもどこからでも利用可能な Web システムで、企業情報(16万件)、求人情報(1万件)、就職活動報告書、OB・OG情報(33万件)、就職行事情報等、多彩な情報が検索・利用できます。

就職に関係する各種届出も NU 就職ナビを利用して提出します。本格的には3年生から活用しますが、低学年から登録し利用することも可能です。みなさんも一度ログインしましょう。

2 学科事務室

学科の特色に合わせた求人票や企業パンフレット、推薦に関する情報が得られます。また、各学科に2名の就職指導委員の教員がおり、学科事務室と連携して就職支援にあたっています。

就職指導課・学科事務室

就 職 指 導 課	24号館1階	047-474-2271
	利用時間	平日 9:00～18:00 土曜 9:00～13:00
機 械 工 学 科 事 務 室	12号館2階201号室	047-474-2311
電 気 電 子 工 学 科 事 務 室	31号館2階209号室	047-474-2371
土 木 工 学 科 事 務 室	14号館1階104号室	047-474-2421
建 築 工 学 科 事 務 室	4号館1階101号室	047-474-2481
応 用 分 子 化 学 科 事 務 室	29号館6階621号室	047-474-2551
マ ネ ジ メ ン ト 工 学 科 事 務 室	30号館4階411号室	047-474-2601
数 理 情 報 工 学 科 事 務 室	23号館3階302号室	047-474-2651
環 境 安 全 工 学 科 事 務 室	40号館2階202号室	047-474-2361
創 生 デ ザ イ ン 学 科 事 務 室	(2学科共通)	047-474-9781

主な就職行事

就職関係の主な行事を以下に掲載します。この他に、学科ごとに行事を開催する場合があります。

学科就職ガイダンス 3年生9月

就職支援プログラムの第一歩となるガイダンスです。業界の研究、企業の探し方、応募手続の方法等を説明します。さらには内定者による就活体験談を実施します。

SPI・PDA 模擬試験 3年生9月

就職活動で多く使われている試験『SPI3』と、能力適性検査に相当する『PDA』の模擬試験を実施します。

学部総合ガイダンス 3年生10月

SPI 模擬試験の結果返却および解説を実施します。また、これから行われる就職対策講座【SPI編】の案内をします。

就活ガイダンス 3年生10月

PDA 模擬試験の結果返却および解説を実施します。また、就職活動にあたって重要な『自己分析』についても解説します。

女子学生向け就職対策講座 3年生1月

企業人事担当者や会社が女性に求めるもの、女性が活躍している業界、就職活動中に出会う問題点、結婚や出産と労働市場をどう考えキャリアデザインを行うのか、プロの講師による女子学生のための就職対策講座を実施します。



就職対策講座

近年、厳選採用が一般化し、企業が学生に求めるスキルは高く、選考方法も多様化しています。この講座を通じて、しっかり準備しましょう。

【SPI編】3年生11月・12月

学科別にクラスを分け、SPIの対策講座をじっくりと行っています。

【エントリーシート編】3年生12月・2月

就職活動時に、書類選考の材料や面接資料として活用されるエントリーシートの重要性と記入方法を解説します。

【面接編】3年生2月

どの企業でも必ず行われる面接試験。心構えやマナー、熱意を含め、人間性が問われます。企業がどのような視点で学生を評価しているのかを解説します。



**生産工学部就職セミナー
3年生3月上旬**

会場として39号館を使用し、3日間で約500社の企業が集結しました。テーブルを挟み、企業人事担当者と学生が直接面談できる行事です。直接話をするのは緊張すると思いますが、本学部の学生に対する各企業の採用意欲が高いため、積極的に活用すれば内定獲得への近道になります。



生産工学部就職セミナー

**日本大学合同企業研究会・就職セミナー
3年生3月上旬**

日本大学全体で行うセミナーです。例年200社以上の企業が参加して開催されます。

公務員試験対策

経済変動の影響や社会構造の急激な変化等に直面し、公務員の果たすべき役割は一層重要で大きなものになりつつあるといわれています。求められる人材は、言われた仕事を受動的に処理するのではなく、自ら主体的に立案・計画する能力を備える人です。

日本大学の教育理念・目的の「自主創造」とは、知的好奇心をもって自らが課題に取り組み、新しい道を切り開いていくことです。日本大学の学生は、この「創造力」が国公立を含む他大学の学生よりも優れていると言われていいます。公務員を目指す皆さんは是非とも夢を実現し、希望ある社会作りに貢献して欲しいと思います。

生産工学部主催公務員試験対策講座

国家公務員採用総合職、一般職及び地方上級公務員採用試験などをめざす公務員志望者の支援として、生産工学部では「対策講座」を設けています。

費用負担は、教材費・模擬試験受験料のみ。サポート体制も充実しています。

- ・講師による「公務員メール相談」の開設
ファックス、郵便でも相談を受け付け、受験指導を行います。
- ・一次試験に合格した受講生は、個別面接指導が受けられます。最終合格・採用内定の獲得に必要な面接テクニックを、豊富な指導経験のある講師がフォローします。
- ・使用教材は、実際に出題された公務員試験の過去問から、「より出題可能性の高い問題」、「確実にとらなければならない問題」を編集。
技術職希望の場合、研究にも時間をとられがちです。効率よく試験前の一年間を過ごしましょう。

「公務員試験対策講座ガイダンス」

7月実践講座、1月直前講座

「公務員模擬試験」2月

学習進度を知るための力試し受験。試験後に問題解説講座を実施します。

「実践講座」9月～12月

基礎知識の定着を図ります。要点整理を行い、確実に実力を鍛えます。

- ①公務員試験の重点科目である「数的処理・文章理解」については、過去問題を使った実践的なインプット講義により、実践感覚と同時に基礎知識を身につけます。
- ②理系の学生が苦手とし、手薄になりやすい「社会科学」について、分かりやすい講座内容で基礎知識のインプットをします。

「直前講座」2月

教養科目工学基礎をとおり弱点科目を補強します。時事や面接や論文の指導を行います。直前の総まとめとして合格レベルまで実力を身につけ合格点突破を目指します。

- ①国家一般・地方上級・市役所・警察・消防官試験をメインターゲットに、しっかりサポートします。
- ②数的処理・文章理解は演習講義中心。人文科学・自然科学は出題頻度の高いものに絞って学習します。
- ③理工系専門必須科目である「工学基礎」についても対策を行います。

「個別面談・論文指導」5月又は6月

- ①1次試験受験実績に応じて「面接・論文」指導を実施します。

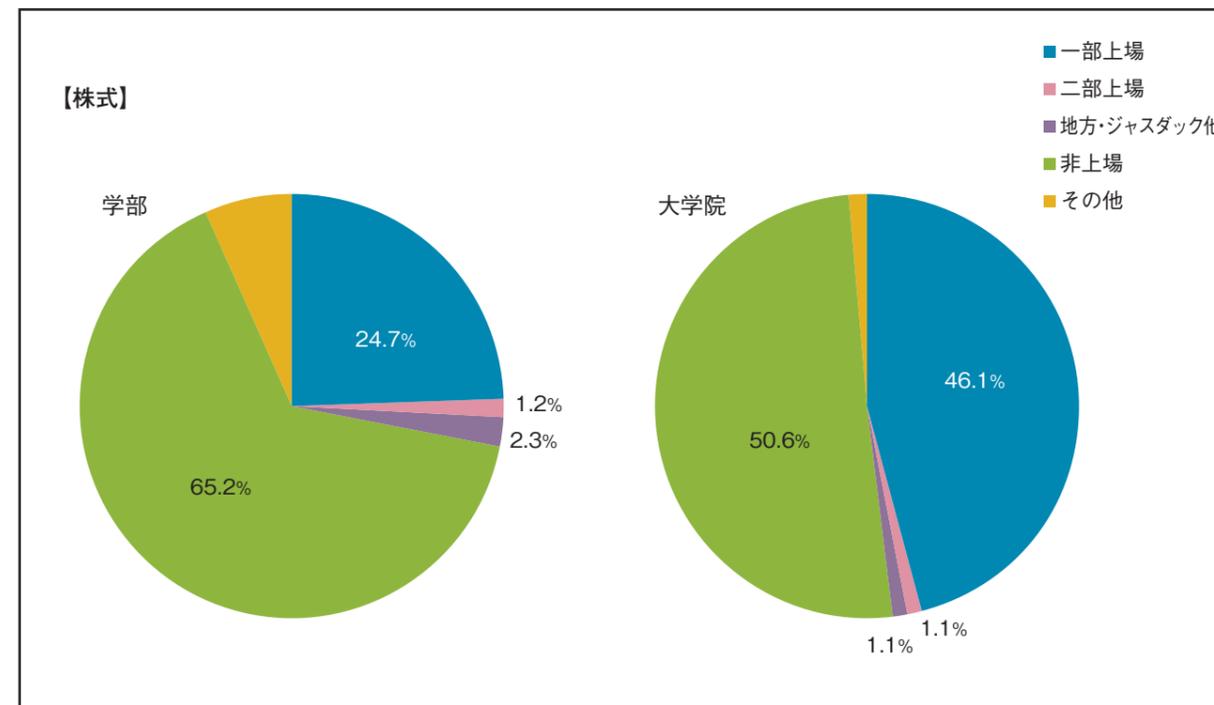
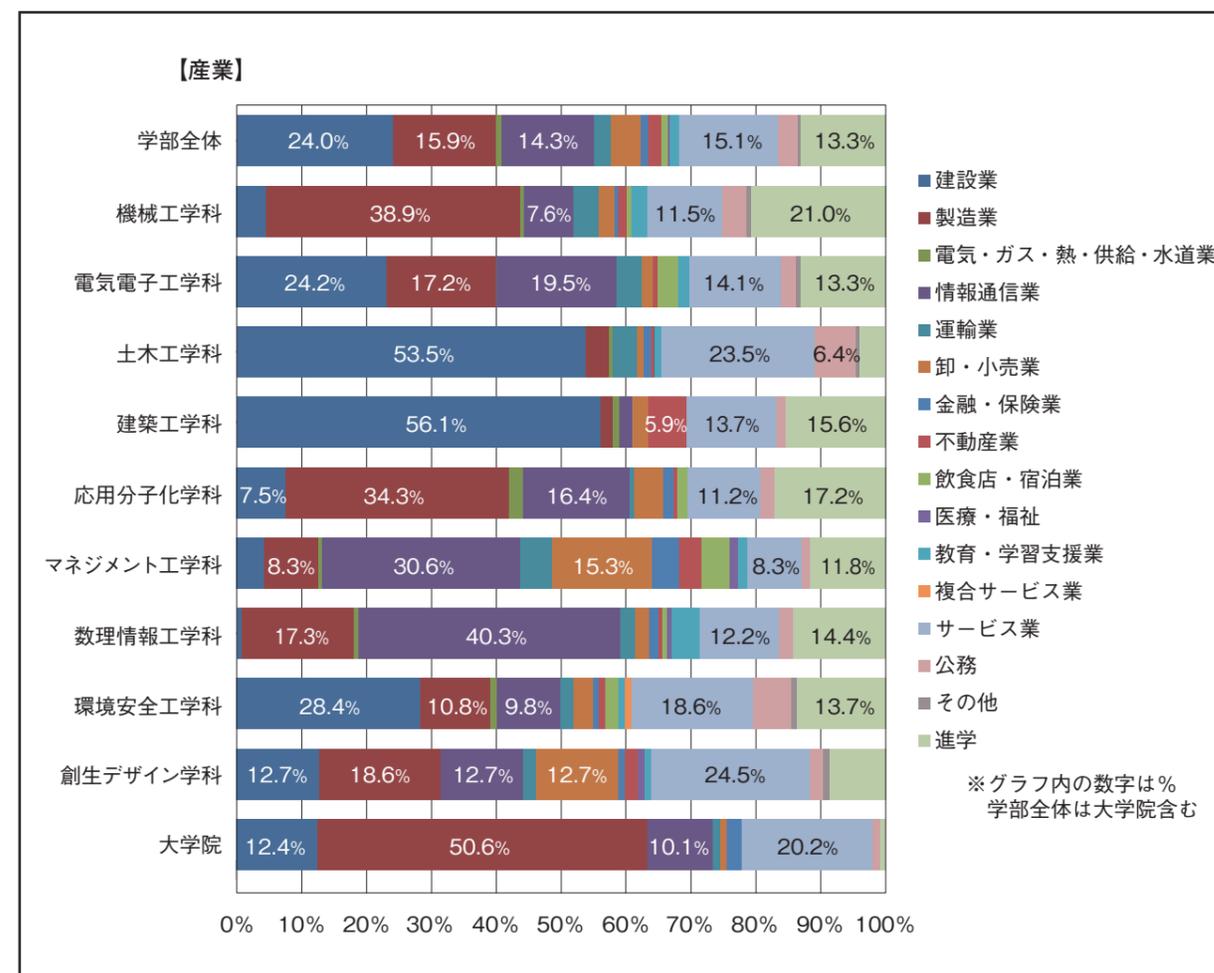
また、日本大学本部には「公務員試験支援センター」が設置されており、日本大学の在校生・卒業生で公務員を志望する方へ統一的な支援を行っています。1年生より受講可能な公務員試験準備講座をはじめとする各種講座、模擬試験、公務員合宿、特別セミナー等各種プログラムを用意して、国家総合職・一般職・地方上級・市役所・警察・消防等あらゆる公務員志望者をサポートしています。

奨励金制度

難関試験である国家公務員採用総合職試験（相当職含む）に最終合格した本学在学中の学生若しくは卒業生（大学院修了者を含む）に対し、公務員試験支援センターより奨励金を支給しています。

産業分類別の就職（進路）状況

先輩の就職した業界を、学科毎にグラフで表したものです。



奨学金制度・特待生制度

特待生

日本大学には、学業成績、人物共に優秀な学生に対して奨学金を給付する特待生制度があります。選考は2年生以上を対象とし、特に成績優秀な学生に給付する甲種と、優秀な学生に給付する乙種があります。甲種特待生は授業料1年分相当額の半額及び図書費12万円を給付、また乙種特待生は授業料1年分相当額の半額を給付します。

なお、特待生が休学、退学又は特待生を取り消された場合には、当該年度の奨学金の全部又は一部を返還することになります。

奨学金

日本大学全学部を対象とする奨学金、生産工学部独自の奨学金制度があります。また学外には日本学生支援機構や地方公共

団体・民間有英団体などの奨学金制度もあります。詳しくは、学生課の掲示板をご覧ください。

令和3年度特待生受給状況

2年生	甲種 0名 乙種 8名
3年生	甲種 0名 乙種 8名
4年生	甲種 5名 乙種 8名

独立行政法人 日本学生支援機構奨学金

優秀で経済的理由により修学困難な学生のうち、大学から推薦された学生について、日本学生支援機構で選考の上、次の奨学金が貸与又は給付されます。

令和4年度採用 日本学生支援機構奨学金

種別	区分	種類	月額	期間	備考
貸与	大学	第一種(無利子)	自宅 2万, 3万, 4万又は54万円 自宅外 2万, 3万, 4万, 5万又は64万円	奨学生に採用された月から卒業又は修了予定の最短修業年限まで	[在学採用] ・毎年4月 [緊急採用・応急採用] ・随時 災害等により家計が急変した場合に限る ・日本学生支援機構の審査により【第Ⅰ区分】【第Ⅱ区分】【第Ⅲ区分】等が決定 ・給付型奨学金の給付を受けた場合貸与型奨学金第一種の貸与月額の上限が制限されます。(併給調整)
		第二種(有利子)	2万から12万円のうち1万円単位で選択		
	大学院	第一種(無利子)	博士前期 5万又は8.8万円 博士後期 8万又は12.2万円		
		第二種(有利子)	博士前期 5万 8万 10万 13万, 15万円から 博士後期 本人の希望による選択		
給付	大学		自宅【第Ⅰ区分】38,300円 【第Ⅱ区分】25,600円 【第Ⅲ区分】12,800円 自宅外【第Ⅰ区分】75,800円 【第Ⅱ区分】50,600円 【第Ⅲ区分】25,300円		

注) ①申請手続きにあたっての注意事項

申請手続きについては、ポータルシステム、学生課前掲示板等にてお知らせしています。募集の機会を逃すと申請ができません。希望者は見落とすことのないよう十分注意してください。

提出書類は丁寧に記入し、提出期限に遅れることのないようにしてください。申請手続きには提出書類の他に添付書類として所得に関する証明書等が必要となります。これらの入手には時間がかかる場合がありますので、余裕をもって準備してください。

家計の急変や災害等により被害を受けた場合は、学生課窓口にご相談ください。日本学生支援機構奨学金で採用となる場合があります。

②採用にあたっての注意事項

採用された学生は、採用説明会の参加、各種手続きが必要です。これらは全てポータルシステム、学生課前掲示板等にてお知らせします。見落としにより手続きをし

なかった場合の不利益は全て自分の責任となり、受給停止等に至る場合もありますので、ポータルシステム、学生課前掲示板を見る習慣をつけるよう心がけてください。

③進学届の提出

高校で大学奨学生に係る採用候補者として採用通知を受け取っている学生は、「進学届」を決められた期日(4月)までに提出してください。提出されない場合は、採用取り消しになりますので注意してください。なお詳細については、ポータルシステム、学生課前掲示板等にてお知らせします。

④在学届の提出

入学以前に日本学生支援機構の奨学生であった学生は、在学届を決められた期日(4月)までに学生課へ提出してください。大学在学期間中の返還が猶予されます。なお詳細については、ポータルシステム、学生課前掲示板等にてお知らせします。

日本大学及び生産工学部が設けている奨学金

奨学金の名称	対象	選考基準	奨学金額	種別	令和2年度実績
古田奨学金(日本大学)	全大学院学生	学業成績 学人健康	20万円	給付	全学19名
ロバート・F・ケネディ奨学金(日本大学)	全大学院学生	学業成績 学人健康	20万円	給付	全学19名
オリジナル設計奨学金(日本大学)	理工・生産工・工の全学部学生	学業成績 学人健康	20万円	給付	各学部2名
日本大学創立130周年記念奨学金第2種(日本大学)	学部学生	学業成績 学人健康	30万円	給付	全学189名

奨学金の名称	対象	選考基準	奨学金額	種別	令和2年度実績
日本大学創立100周年記念外国人留学生奨学金(日本大学)	外国人留学生のみ 大学院学生 短期大学部学生	学業成績 学人健康	授業料1年分相当額の半額	給付	全学部・短大30名 全大学院11名
第一種奨学金(生産工学部)	大学院学生	学業成績 学人健康	50万円	給付	学部3名 大学院6名
第二種奨学金(生産工学部)	大学院学生	学業成績 学人健康	30万円	給付	学部・大学院合わせて5名
第三種奨学金(生産工学部)	外国人留学生のみ 大学院学生	学業成績 学人健康	50万円	給付	学部2名
校友会奨学金(生産工学部)	大学院学生	学業成績 学人健康	30万円, 20万円, 10万円のいずれか	給付	学部・大学院合わせて5名
博士後期課程への進学者に対する奨学金(大学院生産工学研究科)	博士後期課程学生	学業成績 学人健康	20万円, 50万円, 60万円	給付	26名

※応募資格や金額等について変更になる場合があります。

地方公共団体奨学金一覧

	奨学金名	種別	募集時期	形態	学部生月額	大学院生月額	応募資格等
1	いわき市奨学金	地方	3月	貸与	40,000円	40,000円	入学のために引っ越しまで、いわき市内に引き続き1年以上住所を有していた方。
2	上越学生寮奨学生	地方	3月	貸与	70,000円	100,000円	上越市・妙高市・糸魚川市のいずれかに3年以上住所を有していた方で、そこに所在する高等学校を卒業した方。
3	川崎市	地方	5月	貸与	38,000円		保護者が1年以上川崎市に居住している。学部1年生。
4	宮崎県	地方	3月	貸与	63,000・48,000・32,000円		主たる家計維持者が宮崎県に居住していること。
5	山口ひとづくり財団	地方	4月	貸与	52,000円		保護者が山口県内に住所を有しており、大学に在学している方。併用貸与不可。
6	公益財団法人 沖縄国際交流・人材育成財団	地方	4月	貸与	55,000円		沖縄県内に住所を有する者の子弟。他の財団との併用貸与不可。
7	福井県ものづくり人材育成修学資金【令和3年度で新規募集は終了】	地方	4月	貸与		60,000円	福井県のものづくり企業に勤務して研究開発業務に従事することを希望する方。
8	石川県奨学生	地方	4月	貸与	44,000円		保護者が現に引き続き3年以上石川県に居住している学部生。日本学生支援機構との併用貸与不可。
9	【新型コロナウイルス対策】足立区育英資金特別貸付及び免除条件付緊急貸付	地方	4~12月	貸与	(年額)540,000円		学部生。令和3年4月1日時点で足立区に引き続き6か月以上居住していること。新型コロナウイルスの影響で経済的に学費の支払いが困難である方。(免除条件付緊急貸付あり。)
10	福島県	地方	6月	貸与	40,000円		入学する目的をもって住所を移転するまでに引き続き福島県内に6か月以上住所を有していること。
11	茨城県奨学生	地方	5月	貸与	自宅通学 36,000円 自宅外通学 40,000円		日本学生支援機構との併給不可。学部生で茨城に居住する者の子弟であること。
12	茨城県奨学生(入学一時金)	地方	5月	貸与	(年額)240,000円		茨城県に居住する者の子弟。
13	清流の国ぎふ大学奨学生	地方	5月	貸与	30,000円		岐阜県内の高校を卒業した方。学部生。
14	山口県高度産業人材確保に係る奨学金返還補助制度	地方	7月	返還補助		補助対象期間の月数÷72×奨学金の返還額	大学院修士1年生。山口県内の製造業または、情報サービス業で就職した場合には、県内事業所での就職期間に応じて、奨学金の返還を補助
15	滑川市奨学金(給与・貸与)	地方	5月	給付貸与	給付 40,000円 貸与 40,000円		滑川市に住所を有する
16	大田区奨学生	地方	5月	貸与	44,000円		貸付を開始する日の1年前から引き続き大田区に居住している保護者から扶養されている方。
17	新潟市奨学金	地方	6月	貸与	(年額)400,000円	(年額)400,000円	本人または保護者が新潟市内に住所を有する方。学部生、大学院生。
18	いわき市奨学金奨学生	地方	8月	貸与	40,000円		学校に入学するまでに引き続き1年以上市内に住所を有していたこと。
19	福島県奨学金	地方	9月	貸与	40,000円		福島県内の高等学校を卒業した方。入学のために住所を移転するまで、福島県内に引き続き6か月以上住所を有していた方。
20	福島県奨学金(追加募集)	地方	11月	貸与	40,000円		福島県内の高等学校を卒業した方。入学のために住所を移転するまで、福島県内に引き続き6か月以上住所を有していた方。
21	大学等奨学金返還支援候補者(令和4年度卒業予定者)	地方	11月	返還補助			在学中に借りた機構奨学金または育英財団奨学金の全額。令和4年度中に卒業する方。卒業後は鹿児島県に居住し、県内企業に就職を希望する方。

民間団体奨学金一覧

奨学金名	種別	募集時期	形態	学部生月額	大学院生月額	応募資格等
1 公益財団法人 寿奨学生	民間	4月	給付	25,000円	25,000円	理工学を学ぶ学部2年生以上及び大学院生(道路舗装分野)
2 公益財団法人 関育奨学生	民間	2月	給付		130,000円	大学院に1年以上在籍する、私費外国人留学生。
3 公益財団法人 旭硝子財団	民間	4月	給付		100,000円	タイ、インドネシア、中国、韓国の国籍の大学院生。
4 一般財団法人 都築国際育英財団	民間	2月	給付	30,000円		日本国籍を有する者。
5 一般財団法人 都築国際育英財団(留学生)	民間	2月	給付	60,000円		在留資格「留学」の方。
6 公益財団法人 SGH財団	民間	3月	給付	120,000円	120,000円	東南アジア諸国の国籍を有する私費外国人留学生。学部3年次・修士課程1年次の方。
7 一般財団法人 OBC和団奨学生	民間	4月	給付	40,000円		学部2年生になる方。
8 公益財団法人 安田奨学財団奨学生	民間	3~4月	給付	100,000円		私費外国人留学生で、大学公認の運動部に所属し、真摯な取り組み姿勢が感じられ、今後の成果が期待できる方。新入生及び在学中の1~3年生。
9 公益財団法人 COSINA奨学会	民間	4~5月	給付	30,000円	30,000円	長野県内の高等学校を卒業した、機械工学・電子工学等の理工系学生。出願する年の4月において、大学院1年、学部3年の方。
10 一般財団法人 荒井芳男記念財団	民間	2月	給付	(年額)100,000円		大学の2年生以上に在籍する学部生。(機械・化学・電気系)
11 公益信託 池田育英会	民間	4月	給付	17,000円	17,000円	愛媛県内の高等学校を卒業した方。または保護者が愛媛県内に居住している方。
12 公益財団法人 エフテック奨学財団	民間	4月	給付	30,000円	30,000円	学部2年生以上・大学院修士1年生の方。私費留学生も応募可。併給制限あり。
13 公益財団法人 志・建設技術人材育成財団	民間	5月	給付	(年額)500,000円		兵庫県出身者。建設系の学部で学ぶ1年生である。卒業後は兵庫県内に就職を希望している方。
14 トヨタ女性技術者育成基金 奨学支援プログラム	民間	5月	貸与	600,000円 (条件付返還免除有)		大学1・3年生の女子。大学院1年生の女子。学業成績優秀で将来製造業でエンジニアとして活躍していく意欲のある方。
15 公益財団法人 キーエンス財団	民間	2~3月	給付	80,000円		学部1年生。日本学生支援機構奨学金との併給は条件あり。
16 キーエンス財団 がんばれ!日本の大学生応援給付金	民間	3~4月	給付	(年額)300,000円		学部2・3・4年生。
17 公益財団法人 戸部眞紀財団	民間	4月	給付	50,000円	50,000円	学部3年生以上・大学院生。
18 公益財団法人 サカタ財団第3期	民間	4~5月	給付	70,000円		学部2年生。
19 公益財団法人 櫻山奨学金	民間	4月	給付	40,000円		2021年度入学生。(他財団との併給不可・日本学生支援機構との併給は可)
20 一般財団法人 エイブル文化振興財団	民間	4~5月	給付	(年額)100,000円		学部生。
21 公益財団法人 JPC奨学財団	民間	4月	給付	30,000円	30,000円	2021年度大学1年生及び大学院1年生。
22 公益財団法人 吉田育英会 秋季・2022年度春季大学院生 給与奨学金	民間	4月	給付		80,000円	2021年4月1日において学部4年次に在学中の方。2021年秋季または2022年春季に大学院修士課程に入学希望の方。
23 公益財団法人 吉田育英会 秋季・2022年度春季大学院生 給与奨学金	民間	3月	給付		200,000円	2021年4月1日において大学院修士2年次に在学中の方。2021年秋季または2022年春季に大学院博士後期課程に入学希望の方。
24 公益財団法人 高山国際教育財団	民間	3月	給付	130,000円		学部1年生。私費外国人留学生。併給条件あり。
25 公益財団法人 大塚敏美育英	民間	3~4月	給付	年額200万・150万・100万	年額200万・150万・100万	健康に深く関連する分野及び経営学の研究をしている外国人留学生。
26 一般財団法人 いであ環境文化財団	民間	3月	給付	(年額)200,000円		2学年以上で環境分野または芸術分野を専攻している方。
27 財団法人 小貫基金	民間	4月	貸与	50,000円	60,000円	他財団との併給貸与不可。留学生も応募可。
28 JEES留学生奨学金(少数受入国)	民間	4月	給付	50,000円		私費外国人留学生のうち、少数受入国出身者。
29 JEES留学生奨学金	民間	4月	給付	40,000円		私費外国人留学生。
30 公益財団法人 日本証券奨学財団	民間	3月	給付	自宅通学者 45,000円 自宅外通学者 55,000円	自宅通学者 45,000円 自宅外通学者 55,000円	学部2年次・大学院修士課程1年次・博士課程1年次
31 一般財団法人 ホリプロ文化芸術財団	民間	4月	給付	30,000円		学部の新2・3年生。卒業後はエンターテインメント製作・タレントのマネージャーなどを志す方。
32 公益財団法人 常磐奨学会	民間	4月	貸与	35,000円		4月1日現在在学中の方で、福島県いわき市・茨城県北茨城市及びその周辺地域居住者の子弟。
33 公益財団法人 アキレス育英会	民間	5月	貸与	自宅通学者 30,000円 自宅外通学者 40,000円		学部新1年生。
34 一般財団法人 守谷育英会	民間	4月	給付	120,000円	120,000円	学部生・大学院生。留学生も応募可。
35 公益財団法人 東洋合成記念財団	民間	4月	給付		(年額)400,000円	大学院生。日本国籍の方。
36 一般財団法人 北野財団	民間	4月	給付	30,000円	30,000円	学部2~4年及び博士前期課程の方。
37 公益財団法人 朝鮮奨学会	民間	4月	給付	25,000円	修士 40,000円 博士 70,000円	朝鮮人・韓国人の方。
38 公益財団法人 長坂国際財団	民間	4月	給付	50,000円		東南アジア出身で2~4年生の留学生。
39 一般財団法人 マース奨学財団	民間	4月	給付	50,000円		日本国籍の方。学部生。他財団との併給不可。
40 公益財団法人 住本育英会	民間	4月	給付	20,000円		学部新1年生。
41 公益財団法人 前澤育英財団	民間	4月	給付	40,000円		東京都民の子弟または東京都に居住する、学部新1年生。
42 一般財団法人 大森昌三記念財団	民間	4月	給付	30,000円	30,000円	学部2・3・4年生、大学院修士・博士課程の方。
43 公益財団法人 ナガワひまわり財団	民間	4月	給付	30,000円	30,000円	日本国籍を有し、学部2~4年または大学院修士課程の方。
44 公益財団法人 日本通運育英会	民間	6月	給付	30,000円	30,000円	保護者等が交通事故にて死亡もしくは重度の後遺障害のため就労不能になった世帯の子弟。
45 第12回 日本学術振興会 育志賞	民間	5月	給付(副賞)		1,100,000円	博士後期課程に在学の方。
46 公益財団法人 クリハランド記念財団	民間	4月	給付	60,000円		学部生。原則日本国籍の方。
47 一般財団法人 PIF	民間	5月	給付	(年額)400,000円		学部生。より多くのことを学び、挑戦したい方。
48 朝鮮人奨学生	民間	5月	給付	(年額)200,000円		在日朝鮮人の方。留学生は不可。学部生。
49 公益信託 岩井久雄記念 東京奨学育英会	民間	4月	給付	100,000円	120,000円	学部3年生・博士前期課程1年次・博士後期1年次で日本国籍の方。国の発展のために尽くそうとする方。
50 公益財団法人 米濱・リンカーハット財団	民間	4月	給付	20,000円		鳥取・長崎県内の高等学校を卒業し、学部2~4年・大学院に在籍する方。
51 公益財団法人 日揮・実吉奨学金	民間	5月	給付	(年額)300,000円	(年額)300,000円	日本国籍の学部生・大学院生。
52 公益財団法人 アドヴァン山形	民間	6月	給付	30,000円	30,000円	学部生・大学院生。民間給付奨学金との併給不可。
53 一般社団法人 唐神基金奨学生	民間	5月	給付	(年額)240,000円		学部生。昨年の世帯所得が600万円以下。観光業・宿泊施設業に興味があり、提案がある方。
54 一般財団法人 玉野教育基金	民間	4月	給付	35,000円		学部新1年生。生計維持者の世帯年収が850万円以下の方。
55 一般財団法人 山村章奨学財団	民間	5月	給付	(年額)480,000円		日本国籍を有する、学部3年生。

奨学金名	種別	募集時期	形態	学部生月額	大学院生月額	応募資格等
56 公益財団法人 寿奨学生	民間	5月	給付	40,000円		日本国籍を有する、学部3年生。
57 一般財団法人 関育奨学生	民間	5月	貸与	30,000円		学部2年生以上。
58 公益財団法人 中村積善会 給費併用型貸費・給費	民間	4月	給付貸与	①給費併用型貸費 80,000円 (貸費50,000+給費30,000) ②給費 40,000円		日本人学生。給費併用型は連帯保証人必要。
59 公益財団法人 交通遺児育英会	民間	1月まで	貸与	40,000円~60,000円	50,000円~100,000円	保護者が交通事故で死亡・重度障害となった家庭のお子様。
60 あしなが育英会	民間	5月	貸与	【一般】70,000円 (内、給付30,000円) 【特別】80,000円 (内、給付30,000円)	120,000円 (内、給付40,000円)	保護者が病気や災害、自死で死亡・重度障害となった家庭のお子様。
61 公益財団法人 原科学技術振興財団 原工学育英奨学金	民間	5月	給付	40,000円	40,000円	日本国籍を有する学部3年生または修士1年生。
62 一般財団法人 ユニオン奨学財団	民間	5月	給付	30,000円		大学1年生で日本国籍の方。
63 一般財団法人 松原奨学財団給付型奨学金	民間	5月	給付	30,000円		日本国籍の方。学部2~3年生。
64 公益財団法人 埼玉誘掖会	民間	6月	給付	(年額)250,000円		埼玉県出身の1年生。
65 一般財団法人 木原育英奨学会	民間	6月	給付	(年額)480,000円		学部3年で日本国籍の方。
66 一般財団法人 信田福祉財団	民間	5月	給付	50,000円		学部2年生以上に在籍している、障害手帳保持者。
67 公益財団法人 富山文化財団奨学生	民間	6月	給付	(年額)300,000円		学部生・大学院生。留学生も応募可。
68 公益財団法人 オーディオテクニカ奨学会	民間	6月	給付	20,000円	20,000円	学部2~4年、大学院博士前期課程1・2年。
69 一般財団法人 井内アジア留学生記念財団	民間	6月	給付	30,000円		アセアン諸国の国籍の私費外国人留学生。
70 公益財団法人 佐藤陽国際奨学財団 私費留學奨学生「秋募集」	民間	在学学生7月入学予定者8月	給付	150,000円	180,000円	学部生(2年生以上)、大学院生。日本国籍を有していないこと。在留資格「留学」※対象国は学生課にて確認してください。
71 公益財団法人 日揮・実吉奨学会(留学生)	民間	9月	給付	(年額)300,000円	(年額)300,000円	私費外国人留学生。
72 菊地久治化学奨励金奨学生	民間	7月	給付	(年額)入学金・授業料・学能金として年間150万円を限度とする実費		佐倉市在住の一人親かつ低所得世帯に属する方。国の実施する給付奨学金を受給もしくは申請していること。(令和4年度向け)
73 一般財団法人 一関通物流技術振興財団	民間	8月	給付	(年額)480,000円		日本国籍を有する方。学部3年生。
74 公益財団法人 芸備協会	民間	9月	貸与	20,000円	20,000円	広島県内の高等学校もしくは中学校を卒業した方。大学・大学院生。
75 日本台湾交流協会	民間	10月	給付		(修士課程)144,000円 (博士課程)145,000円	台湾国籍の大学院生・2022年4月に日本の大学院に進学予定の方。
76 公益財団法人 公ロータリー米山記念奨学生 外国人留学生奨学生	民間	9月	給付	100,000円	140,000円	2022年4月に学部3・4年、修士1・2年、博士2・3年に在籍する留学生。
77 公益財団法人 平和中島財団 外国人留学生奨学生	民間	9月	給付	100,000円	100,000円	在留資格留学の方。2022年4月に応募時と同じ大学の正規課程に在籍予定の方。
78 公益財団法人 似鳥国際奨学財団	民間	10月	給付	50,000円	50,000円	日本国籍を有する方。2022年4月1日時点で、学部1~4年生・大学院修士1~2年生。併給不可。
79 公益財団法人 似鳥国際奨学財団(留)	民間	10月	給付	50,000円	50,000円	2022年4月1日時点で日本以外の国籍を有し、学部1~4年生・大学院修士1~2年生に在学する方。併給不可。
80 公益財団法人 CTC未来財団奨学生	民間	9月	給付	(年額)200,000円		コロナ禍に伴う家計の悪化により就学継続が困難な方。学部1~4年生。日本国籍の方。併給制限なし。
81 公益財団法人 朴龍九育英会	民間	10月	給付		70,000円	大学院に在籍する留学生。
82 一般財団法人 荒井芳男記念財団	民間	12月	給付	100,000円		学部2年生以上。機械・電気系学科。日本国籍、または日本の永住権を有する方。
83 JEES・ソフトバンク AI人材育成奨学金	民間	11月	給付	80,000円 (一時金400,000円)		日本国籍・日本への永住を許可されている・私費外国人留学生のいずれかの方。令和4年4月に修士課程に正規生として在籍予定の方。
84 公益信託 川嶋章司記念 スカラージュニア基金	民間	11月	給付	120,000円	120,000円	留学生で2022年4月に学部3・4年次もしくは修士課程・博士課程に在籍予定の方。
85 公益財団法人 長谷川留學生奨学財団	民間	10月	給付	90,000円	110,000円	2022年4月時点で学部2年生以上もしくは大学院生。都内在住の私費留学生でアジア出身の方。
86 公益財団法人 辻国際奨学財団	民間	10月	給付	150,000円	150,000円	2022年4月時点で学部3・4年、大学院修士1年・2年、博士1年・2年・3年。いずれも発展途上国から来日した私費外国人留学生。
87 公益財団法人 エイネットワークススポーツ振興財団	民間	11月	給付	50,000円以内	50,000円以内	スポーツを積極的に行う方。スポーツを通じ、明るく豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与し、他の模範となる方。
88 一般財団法人 オークネット財団 オークネット奨学金	民間	11月	給付	(年額)480,000円		経済系学部在籍の3年生。経済的理由により、学費の支弁が困難な方。
89 昭和池田賞	民間	2月	給付	昭和池田賞…賞金50万円と奨学金優秀賞…賞金20万円と奨学金努力賞…記念品	昭和池田賞…賞金50万円と奨学金優秀賞…賞金20万円と奨学金努力賞…記念品	財団あてに指定のテーマの作品(論文または映像)を郵送する。
90 LPCFoundation 奨学金奨学生	民間	11月	給付	(年額)480,000円		経済系学部在籍の3年生。経済的理由により、学費の支弁が困難な方。
91 公益財団法人 山田長満奨学会奨学生	民間	11月	給付	120,000円	120,000円	国籍は問わないが、日本以外の国籍を有する方は、「留学」で来日している方。永住権所持者については不問とする。
92 公益財団法人 大成建設 外国人留学生奨学金	民間	11月	給付	150,000円	150,000円	令和4年度に学部又は大学院博士前期課程に正規生として在籍する私費外国人留学生。国籍指定あり。在留資格が「留学」。建築・土木いずれかを専攻する者。
93 公益財団法人 岡本国際奨学交流財団	民間	1月	給付	80,000円	80,000円	私費外国人留学生。学部3・4年生、大学院生の方。年額60万を超える助成を各機関から受けていない方。
94 公益財団法人 日本国際教育支援協会 令和4年度三菱商事留學生奨学金	民間	11月	給付	120,000円	150,000円	令和4年4月に学部3-4年次、修士1-2年次、博士1-2-3年次の私費外国人留学生。
95 一般財団法人 共立国際交流奨学財団	民間	11月	給付	共立国際交流奨学財団奨学金 100,000円 共立メンテナンス奨学金 ヤングスチール株式会社 60,000円	共立国際交流奨学財団奨学金 100,000円	日本以外のアジア国籍の方。学部生は2022年4月からの在籍残期間が1年、大学院生は2022年4月からの在籍残期間が同一課程で1年以上の方。
96 岩谷国際留學生	民間	12月	給付		150,000円	日本以外の国籍を有する私費外国人留学生。2022年4月1日時点で大学院の方。国籍の指定あり。
97 公益財団法人 岡本国際交流奨学財団	民間	12月	給付	80,000円	80,000円	学部3・4年か大学院生の私費外国人留学生。
98 公益財団法人 公日本国際教育支援協会 令和4年度三菱商事留學生奨学金	民間	11月	給付	120,000円	150,000円	学部3・4年次、修士1・2年次、博士1~3年次の私費外国人留学生。
99 公益信託 久保田豊基金助成金	民間	1月	給付	80,000円~100,000円	80,000円~100,000円	発展途上国から来日した方。

※これらの奨学金はほんの一例です。新規の分を含め、募集案内の来た奨学金については、随時学生課の掲示板にて周知します。募集時期や応募資格、金額等については、変更がある場合がありますので要項を確認してください。

奨学金制度 特待生制度

その他

・生産工学部では、各銀行と「提携教育ローン」の導入をしています。この制度は一般の教育ローンと比べ金利が優遇され、しかも手続きは簡単で便利です。希望者は会計課窓口にて手続きをしてください。

日本大学校友会（奨学金付教育ローン）

日本大学校友会が指定する金融機関において在学中元本据置方式による教育ローンの融資を希望する学生について、指定金融機関への推薦及び在学中の教育ローンの利子を日本大学校友会奨学金として給付します。

奨学金は、学生生活を充実させるための経済的援助です。向上心があるにもかかわらず経済的な理由により修学が困難な者や勉学奨励のため学業成績が優秀な者に奨学金が給付されます。

国の教育ローン（日本政策金融公庫国民生活事業）

本学の入学者、在学者及びその保護者の方は、日本政策金融公庫国民生活事業「国の教育ローン」を利用することができます。「国の教育ローン」は、教育に必要な資金を融資する公的な制度で、これまで340万人を超える方々に利用されています。

【融 資 額】 学生・生徒1人あたり350万円以内

【利 率】 年1.65%（令和3年11月1日現在）

【返済期間】 15年以内（交通遺児家庭又は母子家庭の方は18年以内）

【使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパートの敷金・家賃など

【返済方法】 毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能です）

【保 証】（公財）教育資金融資保証基金の保証又は連帯保証人1人以上

詳しくは、日本政策金融公庫国民生活事業の各支店、又は最寄りの金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協）までお問い合わせください。

各種資格について

みなさんが卒業後、社会人として必要となると思われるものが「資格」です。個人の能力がより要求される現代では、この「資格」の有無が重要な意味を持ってきます。それゆえ公的な資格を可能な限り取得することをお勧めします。

学科共通

技術士補
P E / F E
情報処理技術者
ほか

機械工学科

自動車整備士
自家用飛行機操縦士
CAD 利用技術者
エネルギー管理士
溶接管理技術者
ボイラー技士
ほか

電気電子工学科

電気主任技術者
電気通信主任技術者
第一級陸上無線技術士
技術士
陸上特殊無線技士
海上特殊無線技士
航空特殊無線技士
電気工事士
エネルギー管理士
建築設備士
工事担任者（アナログ、デジタル）
ほか

土木工学科

技術士
測量士・測量士補
土木施工管理技士
宅地建物取引主任者
土地家屋調査士
土地区画整理士
コンクリート（主任）技士
コンクリート診断士
管工事施工管理技士
造園施工管理技士
R C C M
土木学会認定技術者
建設機械施工技士
火薬類（製造・取扱）保安責任者
ほか

建築工学科

技術士
技術士補
一級建築士
二級建築士
木造建築士
構造設計一級建築士
設備設計一級建築士
一級建築施工管理技士
二級建築施工管理技士
宅地建物取引士
ほか

応用分子化学科

技術士
甲種危険物取扱者
毒物劇物取扱責任者
有機溶剤作業主任者
特定化学物質作業主任者
火薬類（製造・取扱）保安責任者
公害防止管理者
環境計量士
一般計量士
消防設備士
エネルギー管理士
ほか

マネジメント工学科

中小企業診断士
社会保険労務士
税理士
公認会計士
簿記
ファイナンシャル・プランニング技能士
ほか

数理情報工学科

情報処理技術者（ITパスポート試験・基本情報技術者・応用情報技術者）
CGエンジニア検定
CGクリエイター検定
Webデザイナー検定
画像処理エンジニア検定
計算力学技術者
統計検定（2級）
人工知能検定（G検定・E資格）
ほか

環境安全工学科

技術士
エネルギー管理士
危険物取扱者
管工事施工管理技士
造園施工管理技士
土木施工管理技士
毒物劇物取扱責任者
環境計量士・一般計量士
公害防止管理者
労働安全コンサルタント
ピオトップ管理士
建築施工管理技士
電気工事施工管理技士
消防設備士
ほか

創生デザイン学科

二級建築士
認定人間工学専門家
技術士
造園施工管理技士
色彩検定
環境カウンセラー
インテリアプランナー
インテリアコーディネーター
福祉住環境コーディネーター
照明コンサルタント
GIS 上級技術者
情報処理技術者
CAD 利用技術者
CG クリエイター
Web デザイナー
eco 検定 ほか

（注）上記の資格には講習の受講、受験、一定年限の実務経験を必要とするものもあります。詳細については各団体のホームページや「学習の手引」を参照ください。

学則及び諸規程(抜粋)

日本大学学則

第1章 総則

第1節 目的及び使命

第1条 本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしなひ、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第2条 本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

第2節 大学組織

第3条 本大学は、学部及び大学院をもって、これを組織する。

第5節 学年・学期及び休業日

第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第15条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

① 日曜日

② 国民の祝日に関する法律に規定する休日

③ 本学創立記念日(10月4日)

④ 春季休業 3月11日から3月31日まで

⑤ 夏季休業 7月11日から9月10日まで

⑥ 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 休業日の変更及び臨時的休業日については、そのつどこれを定める。

第6節 入学・在学・転部・転科・転籍・休学・復学・留学・退学及び除籍

第16条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第17条 学部に入學できる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、本大学の選抜試験に合格した者とする。

① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

③ 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

⑤ 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学

大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

⑥ 文部科学大臣の指定した者

⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む)

⑧ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

⑨ 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む)であつて、本大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものであり、かつ、本大学の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

第18条 入学を志願する者は、各学部所定の手続によって願出するものとする。

第19条 入学の選抜試験に合格した者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第20条 修業年限とは、本大学の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

2 在学年限とは、本大学において学生の身分を有することができる期間のことをいう。

3 修業年限は、最低4年とし、在学年限は、8年とする。

4 医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部の修業年限は、最低6年とし、在学年限は、12年とする。

5 前2項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

6 第3項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本大学に3年以上在学した者(これに準ずる文部科学大臣の定める者を含む)が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。ただし、第21条第2項第1号から第4号の資格で編入学した場合は、この規定による卒業は認められない。

第21条 編入学とは、他の種類の学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学することをいう。ただし、大学を卒業した者又は大学に1年以上在学した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大

学に入学する場合も編入学とする。

2 学部編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、本大学の編入学試験に合格した者とする。ただし、定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認められた場合に限り、選考の上編入学を許可することがある。

① 短期大学（専門職短期大学、外国の短期大学及び我が国における外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）を卒業した者

② 高等専門学校を卒業した者

③ 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

④ 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

⑤ 大学（専門職大学、外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）を卒業した者

⑥ 大学（専門職大学、外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）に1年以上在学し、編入学できる学部等が定める単位数を修得している者

3 編入学を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

4 編入学の選抜試験に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

5 編入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

6 編入学の年次は、2年次又は3年次とする。

7 編入学者の在学年限は、許可された編入学年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から編入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。

8 編入学者は、編入学年次の教育課程によって履修するものとする。

9 編入学者の既修単位は、低年次配当科目を優先し、原則として2年次編入学者は、40単位、3年次編入学者は、70単位を基準とし、認定することができる。

10 通信教育部における編入学については、別に定める規程による。

第22条 転部とは、所属する学部とは異なる学部（通信教育部内を含む）へ異動することをいう。なお、法学部における第一部及び第二部間の異動についても転部とする。

2 転科とは、所属する学部の異なる学科へ異動することをいう。

3 転籍とは、通信教育課程を有する学部において、同一学部の通学課程と通信教育課程の間を異動することをいう。ただし、通学課程と通信教育課程の間で異なる学部への異動については、転部とする。

4 転部・転科及び転籍できる者は、次の各号に該当する資格を持つものとする。ただし、定員に余裕があり、かつ、在学生の学修に支障がないと認められた場合に限り、選考の上、許可することがある。

① 本大学に在学中の者で、転部・転科及び転籍できる学部等が定める単位数を修得しているもの

② 人物及び在学中の成績が妥当な者

5 転部・転科及び転籍を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

6 転部・転科及び転籍の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

7 転部・転科及び転籍の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

8 転部・転科及び転籍の年次は、2年次又は3年次とする。ただし、4年次への転籍（同一学科間）は、許可することができる。

9 転部・転科及び転籍した者の在学年限は、許可された転部・転科及び転籍年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から転部・転科及び転籍が許可された年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。

10 転部・転科及び転籍した者は、転部・転科及び転籍が許可された年次の教育課程によって履修するものとする。

11 転部・転科及び転籍した場合、既修の授業科目は、異動した課程の定める基準の範囲内において認定することができる。

12 通信教育部における転部・転科及び転籍については、別に定める規程による。

第23条（削除）

第24条（削除）

第25条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。

2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。

3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。

5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。

6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

7 休学期間は、在学年数に算入する。

第26条（削除）

第27条 留学とは、本大学が教育上有益と認めるときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第28条 退学とは、在学中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続により、次のものがある。

① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願い出によるもの。ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの

③ 第30条に基づく除籍によるもの

④ 第76条及び第77条に基づく懲戒によるもの

2 第36条に基づく年度のGPAが1.50未満で、修学指導の結果、

改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。

第29条 再入学とは、病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、当該学部等に再び入学することをいう。

2 病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、その事由が解消し、当該学部等に再入学を志望したときは、退学前に在籍していた学科の定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認められた場合に限り、選考の上再入学を許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

3 再入学できる者は、次の各号に該当するものとする。

① 本大学に原則として1年以上在学し、再入学しようとする学部等が定める単位数を修得している者

② 病気その他やむを得ない事由で退学した者

③ 人物及び在学中の成績が妥当な者

4 除籍によって退学になった者については、事情勘案の上、前項に準じて再入学を認めることができる。

5 再入学の学科については、原則として退学時の学科とする。

6 再入学を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

7 再入学の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

8 再入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

9 再入学の年次は、退学時の学年次を原則とするが、修得単位数等の事情により年次を下げても許可することができる。また、学年末の退学者については、修得単位数等の事情により年次を上げて入学を許可することができる。

10 再入学者の在学年限は、許可された再入学年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から再入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。ただし、医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部においては、在学年限を定めることができる。

11 再入学者は、再入学年次の教育課程によって履修するものとする。ただし、学則変更等の事情により再入学前の入学年度の教育課程によることができる。

12 退学前の既修単位は認定する。ただし、教育課程等の変更により、退学前の既修単位が認定されないことがある。

13 通信教育部における再入学については、別に定める規程による。

第30条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。

① 故なくして学費の納付を怠った者

② 故なくして欠席が長期にわたる者

③ 在学年限を超えた者

第31条（削除）

第7節 履修規程

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得に

ついて、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術学部における個人指導による実技の授業については15時間の授業をもって1単位とする。

③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第32条の2 前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところによって、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第33条 教育職員の免許状を得ようとする者は、別に定める規定によって教職課程を履修しなければならない。

第34条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。

① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。

② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。

③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかつた者のために行う試験のことをいう。

④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

3 追試験及び再試験は、当該学部において必要と認めるときに限り、これを行う。

第35条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

第36条 学業成績の判定は、S、A、B、C、D及びEの6種をもってこれを表し、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）、E（履修登録したが成績を示さなかつたもの）をもって表し、S、A、B、Cを合格、D、Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

2 第1項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（Grade Point Average、以下「GPA」という）を用いることができる。

3 前項に定めるGPAは、学業成績のうち、Sにつき4、Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、総履修単位数（P又はNとして表示された科目を除く）で除

2 授賞に関する規定は、別にこれを定める。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

日本大学学生・生徒表彰規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、日本大学学則・日本大学短期大学部学則及び日本大学付属高等学校等学則の表彰規定に基づき、日本大学学生、生徒及び児童（以下「学生・生徒等」という）の表彰に関する必要事項について定める。

（表彰の種類）

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- ① 学長賞
- ② 優等賞・優秀賞
- ③ 奨励賞
- ④ 部科校長賞

2 前項に掲げる表彰は、学長賞、優等賞・優秀賞及び奨励賞（以下「学長賞等」という）は学長名で、部科校長賞については、部科校長名で授与する。ただし、付属高等学校・中学校及び小学校の優等賞は、校長名で授与する。

（表彰部門）

第3条 表彰部門は次のとおりとする。

- ① 学業部門
- ② 学術・文化部門
- ③ 体育部門
- ④ 善行部門
- ⑤ その他

（表彰基準）

第4条 この規程の表彰基準は、別に定める。

（表 彰）

第5条 受賞者には賞状を授与し表彰する。ただし、表彰に当たって、賞状とともに記念品を授与することができる。

（表彰の時期）

第6条 学長賞、優等賞・優秀賞、部科校長賞は、学生・生徒等が卒業の際、卒業式等において表彰する。ただし、第3条第4号及び第5号に定める場合は、この限りでない。

2 奨励賞は、在学生に対し、適当な時期に行う。

② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

③ 正当の理由がなくて出席常でない者

④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは、文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手続に関する規定は、別に定める。

（候補者の推薦）

第7条 学長名で授与する学長賞等の候補者（以下「候補者」という）の推薦は、次のとおりとする。

① 第3条第1号の候補者については、学部長は教授会の審議を経て、学校長は教職員会議の意見を聴いて、学長に推薦する。

② 第3条第2号から第5号までの候補者については、部科校長が申請した者を、学長賞候補者選考委員会が審査し、学長に推薦する。

③ 第3条第3号の候補者については、前号のほか副学長（競技スポーツ担当）が競技スポーツ運営委員会の議を経て申請した者を、学長賞候補者選考委員会が審査し、学長に推薦する。

（推薦の方法）

第8条 前条に定める候補者を推薦する場合には、所定の必要書類を添付し、文書をもって行わなければならない。

（受賞者の決定）

第9条 学長賞、優秀賞、奨励賞の受賞者は、推薦された候補者について、学部長会議の意見を聴いて、学長が決定する。

（委員会）

第10条 部科校長及び副学長（競技スポーツ担当）が申請した候補者の選考その他諸事項を審議するため、学長賞候補者選考委員会（以下「委員会」という）を置く。

（委員会の構成）

第11条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は大学が委嘱する。

- ① 副学長（学務担当）
- ② 副学長（学生担当）
- ③ 副学長（競技スポーツ担当）

④ 学部長及び通信教育部長 若干名

⑤ 学務部長

⑥ 学生部長

⑦ 競技スポーツ部長

⑧ 付属高等学校及び小学校の校長 若干名

⑨ その他学長が推薦する者 若干名

2 委員会の委員長は、副学長（学生担当）とする。

3 委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、学生部長がその職務を代行する。

（委員会の運営）

第12条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

（専門委員会）

第13条 委員会は、第3条第2号から第5号の推薦について意見を聴くため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

3 専門委員会の委員は、委員以外の者から、学長の承認を得て委員長が委嘱する。

4 専門委員会委員の任期は、第11条第3項に準ずる。

5 専門委員会は、学長賞等の推薦について、委員会に報告する。

（部科校長賞の決定等）

第14条 部科校長賞は、第3条に定める部門について、各部科校で表彰する。

2 部科校長賞の受賞者は、教授会又は教職員会議が審査し、

特待生規程

（特待生）

第1条 本大学学部、通信教育部及び短期大学部（以下「学部等」という）に在学する学生（1年次生を除く）のうち、学業成績が優秀で、品行方正な者を選考の上、日本大学特待生（以下「特待生」という）とする。

（奨学金）

第2条 特待生は、甲種及び乙種とし、次の奨学金を給付する。

- ① 甲種 授業料1年分相当額の半額及び図書費12万円
- ② 乙種 授業料1年分相当額の半額

（候補者の推薦）

第3条 特待生候補者は、在学する学部等の長（以下「学部長等」という）が教授会の審議を経て選考し、所定の書類を添付して、学長に推薦する。

2 毎年度の特待生候補者の数については、別に定める基準に基づき決定する。

推薦された者について、部科校長が決定する。第3条第2号及び第3号の部門の決定に当たっては、前条に定める専門委員会の意見を聴くことができる。

3 部科校長賞の受賞者については、文書をもって大学に報告しなければならない。

（所 管）

第15条 この規程の学生に関する事務は、本部については学生部、学部等については、学生課が所管する。ただし、学業部門に関する事務は、本部については学務部、学部等については教務課が所管し、日本大学競技部に所属する学生の体育部門に関する事務は競技スポーツ部が所管する。

2 生徒及び児童に関する事務は、本部については学務部、高校等については、事務課等が所管する。

（準付属高等学校等への適用）

第16条 第2条第1項第1号から第3号までについては、学部長会議の意見を聴いた上、本大学の準付属高等学校等の生徒に適用することができる。

附 則

1 この規程は、平成30年11月2日から施行する。

2 昭和50年12月5日制定の日本大学総長賞規程は、これを廃止する。

（選考決定）

第4条 特待生は、学部長等が推薦した候補者について、学部長会議の意見を聴いた上、学長が決定する。

2 特待生は、毎年度選考の上、決定する。ただし、再選考を妨げない。

（取消し）

第5条 特待生が第1条の資格を欠いた場合には、学長は、学部長等の意見を聴いて、特待生を取り消すことができる。

（奨学金の返還）

第6条 特待生が休学、退学又は前条によって特待生を取り消された場合には、学長は、当該年度の奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 従来の奨学規程は、本規程施行と同時に廃止する。

日本大学生産工学部留学に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、日本大学学則第27条の2、第37条第5項及び第9項、第117条第9項に基づき、生産工学部及び大学院生産工学研究科（以下、「本学部」という。）の学生が海外に留学する場合の取扱いについての必要事項を定める。

（留学の定義）

第2条 この内規にいう「留学」とは、本学部の教授会又は大学院分科委員会（以下、「教授会等」という。）の許可を得て、外国の大学若しくはこれに相当する高等教育機関又は海外の研究機関（以下「大学等」という。）に原則として1学年在学又は在籍し、勉学若しくは研究するものをいう。

（留学の種類）

第3条 この内規にいう留学の種類は、次の各号の一に該当するもので、その運用基準については別に定める。

- ① 本学部海外提携校への学術交流協定等に基づく派遣交換留学
- ② 本学部海外提携校への留学
- ③ 日本大学（以下、「本学」という。）の海外提携校への留学又は学術交流協定等に基づく派遣交換留学
- ④ 本学又は本学部と学術交流協定等を結んでいない外国の大学等への留学

（留学に関する手続）

第4条 留学をしようとする者には、あらかじめ次の書類を提出させた上、教授会等が許可を与える。

- ① 本学部所定の留学届
 - ② 留学先となる大学等が発行する入学許可書、受入書等
- 2 留学を終えた者には、次の書類を帰国後速やかに提出させる。
- ① 本学部所定の帰国届
 - ② 留学先の大学等が発行する在学期間又は在籍期間を明記した証明書

日本大学生産工学部情報システム利用要項

（趣旨）

第1条 この要項は、生産工学部（以下学部という）の情報システム（以下システムという）の円滑な運用を図るため、システムの利用について必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この要項は学部のキャンパスの内外を問わず、システムを利用する場合に適用する。

- ③ 様式任意の学習成果報告書

（在学年数の取扱い）

第5条 留学期間は、修業年数に算入する。

（証明書の発行）

第6条 留学期間中は、在学証明書を発行する。

（留学中に修得した単位の認定）

第7条 留学期間中に留学先の大学等において修得した単位のうち、教授会等が適当と認めたものに限り、本学部の単位として認定することができる。

2 前項の規定により、認定することのできる単位数は、他の事由により認定された単位数と合わせて次のとおりとする。

- ① 学部においては、60単位を超えない範囲
- ② 大学院においては、10単位を超えない範囲

（留学期間中の学費）

第8条 留学期間中は、留学生在籍料を徴収し、他の諸費は徴収しない。

2 授業料を納入した後に留学を許可された場合は、すでに納入された授業料の超過分を、次の学期の授業料に充てることができる。

（留学許可の取り消し）

第9条 留学を許可した者について、第2条に該当する留学生として不適当であると認められる事情が生じた場合は、教授会等は、留学の許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により留学の許可を取り消した場合は、前条の規定を適用しない。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

（利用者の資格）

第4条 システムを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ① 学部の教職員
- ② 学部の学生、大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生
- ③ その他学部長が認めた者

（利用の申請）

第5条 システムを利用する者は、所定の利用申請書を庶務課に提出するものとする。ただし、前条第2号の者は省略するものとする。

（利用の承認）

第6条 学部長は、前条の申請書を受理し、適当と認めた者（以下利用者という）には利用者識別名（以下ユーザIDという）を与える。

2 前項のユーザIDの有効期間は、承認の日から次の各号のとおりとする。

- ① 学部専任教職員については、専任の期間。ただし、本人の希望により3か月以内の延長を認める。
- ② 学部の学生、大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生については、在学の期間
- ③ その他の者は、認めた期間

（ユーザIDの管理）

第7条 利用者は、ユーザIDを自己の責任において管理し、以下の各号を遵守するものとする。

- ① 他の利用者又は第三者に自己のユーザIDを使用させたり、譲渡、貸与しない。
- ② 他の利用者のユーザIDを不正に使用しない。
- ③ ユーザIDが第三者に使用されていることを知った場合、速やかに庶務課に連絡の上、必要な指示を受ける。

生産工学部ネットワーク利用に関する要項

（目的）

第1条 この要項は、「日本大学における不正アクセス対策要項」第4条の定めにより、インターネット社会における情報セキュリティの重要性を認識し、生産工学部におけるネットワークと情報資産（以下ネットワークという）を内外の脅威から守り「被害者にならない」「加害者にならない」ために、セキュリティ対策を講じ、モラルの維持、円滑な運用を目的とする。

- ① セキュリティ対策とは、不正な侵入、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないように努め、さらに、障害発生（自然災害、機械故障、人災）を未然に防止するように対策を

（変更の届出）

第8条 申請事項に変更を生じた場合は、速やかに庶務課に届出なければならない。

（利用の目的）

第9条 システムの利用は、教育、研究、事務利用を目的とする。ただし、学部長が特に認めた場合は、この限りでない。

（遵守事項）

第10条 利用者は、以下の各号を遵守するものとする。

- ① ネットワークを利用する場合は、別に定める「生産工学部ネットワーク利用に関する要項」
- ② 教育施設を利用する場合は、別に定める「生産工学部教育情報関係施設利用要項」
- ③ 研究施設を利用する場合は、別に定める「生産工学研究所情報関係施設利用要項」

（利用の制限）

第11条 利用者が、この要項に違反したときは、学部長はシステムの利用を制限することができる。

（免責）

第12条 利用者が、この要項に違反し、利用者又は第三者に生じた損害について、学部は一切責任を負わない。

（損害賠償）

第13条 利用者が、故意又は過失によりシステムを破壊、紛失又は汚損した場合は、学部はその損害を賠償させることができる。

（所管）

第14条 この要項に関する事務は、庶務課が行う。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

講じることをいう。

- ② モラルの維持とは、情報倫理であり、著作権、知的財産権の侵害や、公序良俗などに反する行為をしないことをいう。
 - ③ 円滑な運用とは、教育・研究、学部内の管理業務が障害なく運用できることをいう。
- なお、ネットワーク利用に関する組織・規程等が制定されるまでの当分の間、これを適用するものとする。

（利用者）

第2条 ネットワークを利用できる者は次のとおりとする。

- ① 本学部学生・大学院学生
- ② 本学部教職員
- ③ その他学部長が認めた者

（遵守事項）

第3条 ネットワークを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- ① この要項の目的に則さない行為をしないこと。
- ② ネットワークを内外の脅威から守り、かつ、自分自身が感染元にならないように、適切に機能する状態を保つこと。
- ③ プライバシーを侵害する行為をしないこと。
- ④ 知的財産権を侵害する行為をしないこと。
- ⑤ 他人を詐称するなどしてアクセスを許されていないコンピュータにアクセスしないこと。
- ⑥ 営利を目的とした行為をしないこと。

日本大学生産工学部ホームページ及びサーバ管理要項

（趣旨）

第1条 この要項は、日本大学生産工学部（以下学部という）の教育・研究の発展のために、インターネットを介した情報発信手段として開設する学部ホームページ（以下ホームページという）及びWWWサーバ（以下サーバという）の管理運営に必要な事項を定めたものである。

（定義）

第2条 この要項でいう「ホームページ」とは、学部が情報発信を行うことを目的として、一元的に管理運用する電子情報を指し、「サーバ」とは、その電子情報を蓄積・供給するシステムをいう。

（ワーキンググループ）

第3条 ホームページ及びサーバの円滑な管理運用を行うため、日本大学生産工学部広報委員会（以下委員会という）の下にホームページ管理ワーキンググループ（以下ワーキンググループという）を置く。

（ワーキンググループの業務）

- 第4条 ワーキンググループは次の業務を行う。
 - ① ホームページの内容に関する事項
 - ② 学部からの電子情報発信に関する事項
 - ③ その他、委員会から付議された事項

（ホームページ）

- 第5条 ホームページには次の情報を掲載することができる。
 - ① 学部の案内及び広報
 - ② 学部の入試広報
 - ③ 学部が提供する学科の情報
 - ④ その他、委員会が認めたもの

- ⑦ 不適切な内容の情報の発信や、法令および社会慣行に反する行為をしないこと。

（利用の制限）

第4条 学部長は、利用者がこの要項に反した場合には、その者の通信を即時に遮断するとともに、ネットワークの利用を制限すること、または取り消すことができる。

（所管）

第5条 この要項に関する事務は、庶務課が所管する。

附 則

この要項は、平成14年6月6日から施行する。

（情報掲載申請）

第6条 ホームページに情報の掲載を希望する者は、委員会に申請し、所定の手続きを経た後、許可を受けなければならない。

（情報内容の責任）

第7条 ホームページの情報内容については、申請者が責任を負うものとする。

（内容の作成）

第8条 情報内容は、原則として申請者が作成する。

（内容の収録場所）

第9条 情報内容の収録場所（ディレクトリ、URL）は、ワーキンググループで決定する。

（リンク申請）

第10条 ホームページにリンク先を掲載希望する者は、委員会に申請しなければならない。

（更新の義務）

第11条 ホームページに情報を掲載した者は、常に情報内容を最新のものに更新し、不要になった情報を削除するように努めなければならない。

（運用の一時停止）

第12条 委員会は、サーバの利用規制および機器の点検などの必要があると認められたときは、サーバの運用を一時停止することができる。

（掲載情報の中止）

第13条 委員会は、掲載情報が本要項の趣旨に反する内容で

あると認められる場合、情報掲載申請者に通告するとともに、情報の掲載を中止することができる。

（所管）

第14条 ホームページ及びサーバ管理に関する事務は庶務課が

（趣旨）

第1条 この要項は、生産工学部（以下学部という）が提供する教育情報関係施設（以下情報関係施設という）の利用についての必要な事項を定める。

（構成）

- 第2条 情報関係施設とは、次のものをいう。
 - ① 情報処理演習室（津田沼校舎24号館301室、401室、402室）
 - ② e-Space（津田沼校舎24号館305室）
 - ③ 実初校舎教育用コンピュータ実習室（実初校舎51号館206号室、52号館401室、402室、404室、405室）

（利用者の資格）

- 第3条 情報関係施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - ① 学部の教職員
 - ② 学部の学生、大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生
 - ③ その他学部長が認めた者

（利用の目的）

第4条 情報関係施設の利用は、教育を目的としたものに限る。ただし、学部長が特に認めた場合は、この限りでない。

（利用予約）

第5条 時間割上の授業以外で情報関係施設の専有利用を希望する者は、所定の利用申込書を教務課に提出するものとする。

（ソフトウェア利用上の注意）

第6条 情報関係施設に整備されたソフトウェア（以下整備ソフトという）を複写又は消去、破壊してはならない。

（整備ソフト以外のソフトウェア利用上の注意）

- 第7条 整備ソフト以外のソフトウェア（以下利用者ソフトという）の利用については、次の各号による。
 - ① 利用者ソフトの内容、動作等については、学部は責任を負わない。
 - ② 利用者ソフトの著作権については、利用者各自が責任を負うものとする。

行う。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

（機器等の位置復元）

第8条 利用者は、使用した機器等を元の位置に復すること。

（持込み機器の搬出）

第9条 利用者が独自に持込んだ機器等は、使用後速やかに搬出するものとする。

（機器等の貸出し）

第10条 機器、ソフトウェアライセンス、説明書等を情報関係施設以外の場所で使用する場合は、専任教職員が所定の借用書を教務課に提出するものとする。

（事故の報告）

第11条 利用者は、情報関係施設の機器、備品が故障又は破損した場合、教務課に連絡の上、必要な指示を受けるものとする。

（遵守事項）

第12条 利用者は、別に定める「生産工学部ネットワーク利用に関する要項」及び情報関係施設内における喫煙、飲食の禁止を遵守するものとする。

（利用の制限）

第13条 利用者が、この要項に違反したときは、学部長は情報関係施設の利用を制限することができる。

（免責）

第14条 利用者が、この要項に違反し、利用者又は第三者に生じた損害について、学部は一切責任を負わない。

（損害賠償）

第15条 利用者が、故意又は過失により情報関係施設の機器、備品および整備ソフトを破壊、紛失又は汚損した場合は、学部はその損害を賠償させることができる。

（利用時間）

第16条 情報関係施設の利用時間は、別に定める。

(所 管)

第17条 この要項に関する事務は、教務課が行う。

入学前の既修得単位数の取扱いに関する要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、日本大学学則第37条第6項、第7項及び第8項に基づき、学生が生産工学部に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位(以下「既修得単位」という)の取扱いについて必要事項を定める。

(単位認定)

第2条 学生からの申し出により、既修得単位のうち、学生が所属する学科(以下所属学科という)のカリキュラムと整合性のある授業科目について認定することができる。

(認定方法)

第3条 認定方法は、授業科目ごとの個別認定とし、所属学科、教養・基礎科学系及び各学科の方針に基づき、連携の上、振り替えるものとする。

(認定単位数の上限)

第4条 認定単位数は30単位を上限とし、履修科目登録単位数の上限に関する基準の適用外とする。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

(成績評価)

第5条 認定する授業科目の成績評価は「認定」とし、表記は「N」とする。

(認定手続)

第6条 単位認定の手続きは、次の手順とする。

- ① 入学時に新入生に対して、本制度の概要及び申請手続等について周知する。
- ② 単位認定を希望する学生は、原則として、①による手続期間内に成績証明書及び既修得単位を修得した年度の授業計画(シラバス)を添えて、教務課に申し出る。
- ③ 認定する授業科目は、所属学科、教養・基礎科学系及び各学科が連携して学生の意向を踏まえ認定案を作成し、学務委員会、担当会議、担当・主任会議、教授会の審議を経て、学部長が決定する。

附 則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 編入学生及び再入学生に対しては別途定めることとし、この要項は適用しない。

試験種別	基 準	認定科目(単位数)	認定上限単位数
TOEFL (iBT)	79点以上	英語 I (1) 英語 II (1)	6単位まで
TOEIC 実用英語技能検定	760点以上 準1級以上	イングリッシュスキルA (1) イングリッシュスキルB (1) イングリッシュスキルC (1) イングリッシュスキルD (1)	
IELTS	5.5以上	英語 I (1) 英語 II (1)	
TOEFL (iBT)	57-78点	英語 I (1) 英語 II (1)	4単位まで
TOEIC	600-759点	イングリッシュスキルA (1) イングリッシュスキルB (1)	
IELTS	5.0-5.4	英語 I (1) 英語 II (1)	
TOEFL (iBT)	45-56点	英語 I (1) 英語 II (1)	2単位まで
TOEIC	500-599点		
実用英語技能検定	2級		
IELTS	4.0-4.9		

(認定方法)

3 教養・基礎科学系で、成績証明書、修了証、スコア票やプログラム、授業計画(シラバス)等により、単位を認定するに足るかどうか確認の上、学務委員会で審議する。

(成績評価)

4 成績評価は認定とし、成績表示は「N」とする。

(申 請)

5 単位認定を希望する学生は、所定書式により1月10日から1月末日までに教務課へ申請することとする。ただし、新入生については、入学後4月1日から4月7日までに教務課へ申請することとする。

(単位認定の承認)

6 単位認定は、学務委員会、担当会議、担当・主任会議、教授会の審議を経て、学部長の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この申合せは、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この申合せは、2(適用範囲)①に定める研修の内容に変更があった場合は、その都度見直すこととする。

国際コミュニケーション科目における単位認定に関する申合せ

(趣 旨)

1 この申合せは、令和4年度施行カリキュラムにおける国際コミュニケーション科目(英語系)への単位認定に関する必要事項を定める。

(適用範囲)

2 ① 日本大学学則第37条第4項に基づき、日本大学生産工学部(以下「本学部」という)の学生が次の研修に参加し修得した科目又は修了したプログラムに関してイングリッシュスキルCもしくはイングリッシュスキルDに単位を認定する。ただし、J a b e eプログラム履修者は本対象に含まれない。

- (1) 日本大学短期海外研修
 - ア ケンブリッジ大学ペンブルック・カレッジ・サマースクール(英国)(サマースクールPGコースを含む)
 - イ エリザベスタウン・カレッジ・サマースクール(米国)
 - ウ ボンド大学付属英語研修機関オーストラリア・スプリングスクール(オーストラリア)

- (2) 本学部語学研修
 - ミシシッピ州立大学(米国)
 - (3) その他本学部が認めたもの
- ② 日本大学学則第27条の2、第37条第5項及び第9項及び日本大学生産工学部留学に関する内規第2条に基づき、本学部の学生が次の派遣留学又は留学先で受講した語学研修に関して研修内容を精査の上、イングリッシュスキルCもしくはイングリッシュスキルDに単位を認定する。ただし、J a b e eプログラム履修者は本対象に含まれない。
 - (1) 本学部セント州立大学派遣留学生制度におけるESLセンターでの語学研修
 - (2) 本学ウェスタンミシガン大学派遣留学生制度におけるCELCLISでの語学研修
 - (3) 日本大学生産工学部留学に関する内規第2条に基づき、学部長の許可を受けて留学した留学先の英語に関する語学研修
- ③ 以下のとおり、各試験で基準を満たした場合、単位を認定する。

日本大学生産工学部サークル一覧

学術系

団体名
建築研究会
自動車生産研究会
フォーミュラJSAE
土質研究会
津田沼航空研究会
建築生産研究会
鋳物研究会
ソフトウェア研究会
エレクトロニクス研究会
鉄道研究会
情報処理研究会
新建築会
CIT-宇宙技術研究会
CIT ロボティクス研究会
経営戦略研究会

15 団体

文化系

団体名
写真部
英会話研究会
軽音楽部
アメリカ民謡研究会
漫画研究会
古都研究会
大久保フォーク村
天文研究会
ボランティア研究会
現代文学研究会
ストリートダンス研究会 Mild Heaven
da.Vinci
落語研究会
テーブルゲーム研究会
将棋部
ポータブルゲーム研究会
陶芸研究会
CIT-クイズ研究会
生産工学部 eスポーツ研究会

19 団体

体育系

団体名
桜球ソフトボール部
日本大学桜工剣道部
ソフトテニス部
自動車部
柔道部
バレーボール部
サッカー部
バスケットボール部
アーチェリー部
卓球部
合気道部
ゴルフ部
硬式庭球部
硬式野球部
スキー部
日本大学理工系ヨット部
サーフィン部
櫻工ラグビー部
フットサル部
陸上競技部
アメリカンフットボール部
軟式野球部
サイクリング部
弓道部
バドミントン部
フランス・アルペン・スキークラブ
日本大学桜魂空手部
水泳部
ハンドボール部
日本大学水上スキー部
CIT サバイバルゲーム
生産工日本拳法倶楽部

32 団体

このほか、学部の枠を超えて集まった大学本部学生部に所属する学生団体があります。

日本大学文化団体連合会

吹奏楽研究会 リズム・ソサエティ・オーケストラ 軽音楽部フラワーレイ マンドリンクラブ 管弦楽団 合唱団 英語研究会 (N.E.S.S)
将棋研究会 学生赤十字奉仕団 スカウト研究会 探検部 韓国人留学生会

日本大学体育団体連合会

ソフトテニス部 自動車部 準硬式野球部 山岳部 グライダー部 キックボクシング部 少林寺拳法部 ラクロス部

※くわしい問い合わせは学生課まで

学園歌

日本大学校歌

日本大学工科の歌(若きエンジニアの歌)

日本大学賛歌

日大の歌(桜の木の下で)

日本大学応援歌(花の精鋭)

日本大学応援歌(水の覇者日大)

日本大学応援歌(輝く日大)

日本大学校歌

日本大学校歌

作詞 相馬御風
作曲 山田耕筈

Marcia energicamente (M.M. ♩ = 120)

1. ひにひに くらたに ぶんかの はなの さかゆ
2. しいに くらたに ぶんかの はなの さかゆ

くせか-い-の こうや-の-うえに あさひとかが
とゆる-が-ぬ けんがく-の-もと はえあるれき

やくの くにの なおいて ぎぜんとなちたる だい
みちひとすじに こうじょうやまざる だい

かくにほ-ん せいがとじゆう-の-きひの うのも
かくにほ-ん ちせいのいちね-ん はの おとも

とに あつまるがくとの しめいはおもし
ゆる われらがゆく のひかりをみよ

ざ たたえん だいがくにほんいざうたわわれらが-りそ-お
ざ たたえん だいがくにほんいざうたわわれらが-りそ-お

日に日に新たに 文化の華の
さかゆく世界の 曠野の上に
朝日と輝く 国の名負いて
巍然と立ちたる 大学日本
正義と自由の旗標のもとに
集まる学徒の 使命は重し
いざ 讃えん 大学日本
いざ 歌わん われらが理想

四海に先んじ 日いつる国に
富嶽とゆるがぬ 建学の基礎
栄ある歴史の 道一すじに
向上息まざる 大学日本
治世の一念 炎と燃ゆる
われらが行く手の 光を見よや
いざ 讃えん 大学日本
いざ 歌わん われらが理想

日本大学工科の歌(若きエンジニアの歌)

日本大学工科の歌
若きエンジニアの歌

Marciale. (♩ = 114) 堀内敬三 作詞・作曲

1. しょう かん の ひ いづ る く に こう そに わ がん そり こり そげ
2. せい しゅん に ひ め つ り く に ちゅん そう わ し あ そり う あく
3. えい えん の ひ か り を げ ん せ に し あ た う べく か

の な を に な い て そ び ゆ わ が ぼ こ れ う の
ん じ つ と り な そ う と む す い の こ こ ろ も て び
ざ り な き ほ う し と あ の こ こ ろ も て び
がら

ゆ く に ほ の ち か ら は こ こ に ち
く の に ち か ら と と ふ せ か つ い の き こ し を く ぶ
た に さ ち あ る せ か つ い の き こ し を く ぶ
が

ひ ら し て き て は ゆ く も の わ か か き エ エ ジ ニ ア
とう して に は す は ま ん り わ わ か か き エ エ ジ ニ ア

日本大学工科の歌
若きエンジニアの歌
堀内敬三 作詞 作曲

一 昭煥の日出づる 国こそわが祖国
其の名をば担いて 響ゆわが母校
伸びゆく日本の 力は茲に
地を拓き行く者 若きエンジニア
二 青春に夢あり 宇宙に真理あり
現実と理想を 結ぶもの我等
科学の力と 不屈の意志を
武器として進まん 若きエンジニア
三 永遠の光を 現世に与うべく
限りなき奉仕と 愛の心もて
新たに幸ある 世界を築く
わが腕に栄あり 若きエンジニア

日本大学賛歌

日本大学賛歌

石本美由起 作詞
服部克久 作曲

Musical score for '日本大学賛歌' with lyrics:
ともは 未来をになう
しめいにもえて いつも あたらしい あし
たをみつめる ひざし あふれる
そらへ りそうのつばさ とも
よ たくましく ひろげ てとば
そう にちたい にほんのこころうけ
つぐわれら にちたいにちたいにちたい
せかいをかたろうおお にちたい

一、友は 未来を担う 使命に燃えて
いつも 新しい明日を見つめる
陽射し
あふれる空へ 理想のつばさ
友よ
選んで 広げて 飛ばそう
日大 日本精神 受け継ぐ吾等
日大 日大 世界を語ろう
日大
二、花は
いのちを育て 試練に耐えて
いつも
素晴らしい 希望を咲かせる
人は
歴史を尊び やしなう気風
友よ
団結の 人の和 つくろう
日大 日本 日本 受け継ぐ吾等
日大 日大 世界を指さそう
日大
三、星は
宇宙の夢を 描いて光り
いつも
この胸に 憧れを与える
いざや
自由の旗を 雄々しくかざし
友よ
向学の 若さを競おう
日大 日本文化 受け継ぐ吾等
日大 日大 世界を学ぼう
日大

日大の歌(桜の木の下)

日大の歌 桜の木の下

金澤 裕 作詞
山上路夫 補作
森田公一 作曲

Musical score for '日大の歌 桜の木の下' with lyrics:
さくらのきのしたで かたろ うともよ きぼ
うにみちた わかい ひのゆめい
まこのときは かえ らないけど は
なびらかたに かかる なかで きみ
と かたつた ひと -ときを わす
れない いままでも わす れない

一、桜の木の下で 語ろう友よ
希望に満ちた 若い日の夢
いまこの時は 帰らないけど
花びら肩に かかる中で
君と語った ひとききを
忘れたい いままでも 忘れたい
二、桜の木の下で 歌おう友よ
心の中の あふれる想い
憧れこめた その歌声は
流れる雲に 乗ってゆくよ
君と歌った ひとききを
忘れたい いままでも 忘れたい
三、桜の木の下で 逢おう友よ
理想に燃えた 若い瞳よ
季節が移り 別れたあとも
いつでも逢える 仲間ならば
君と誓った ひとききを
忘れたい いままでも 忘れたい

日本大学応援歌(花の精鋭)

日本大学応援歌
花の精鋭

東 辰三 作詞
明本京静 作曲

Musical score for '日本大学応援歌 花の精鋭' with lyrics:
1.か が や く で た ん と う ぼ こ う の た め に
2.か が や く い と み に み な な ん と
3.か が や く ひ と
え く れ た い よ に な い て い さ ま 一 ひ ら く
あ れ た り は 一 ら い て い さ き 一 き こ そ う } は
な の せ い え い に ち だ い け ん じ
フエア プレイ に ち だ い フエア プレイ に ち だ い た て う て か て
よ う り ほ ほ え む は な の に ち だ い

一、輝く伝統 母校の為に
榮譽担いて 今開く
花の精鋭 日大健児
フエアプレイ 日大
フエアプレイ 日大
立て 打て 勝て
勝利微笑む 花の日大
二、輝く太陽 燃え立つ意気に
紅い染めて 咲き誇る
花の精鋭 日大健児
フエアプレイ 日大
フエアプレイ 日大
立て 打て 勝て
勝利微笑む 花の日大
三、輝く瞳に みなぎる闘志
あたりはらいて 咲き誇る
花の精鋭 日大健児
フエアプレイ 日大
フエアプレイ 日大
立て 打て 勝て
勝利微笑む 花の日大

日本大学応援歌 (水の覇者日大)

日本大学応援歌 水の覇者日大

サトウ・ハチロー 作詞
古関 裕而 作曲

Tempo di Marcia

1. あ お き は き ぼ う の や ま の み ね
4. み な み の さ と な ら か わ そ だ ち

す め る は こ こ ろ と の み ず の い ろ
き た な ら こ う み べ の う し お の こ

ふ じ を ば せ お い ど ど い き と
つ づ う ば う ら よ り ど ど い き と し

し ぶ き を あ げ て わ ざ を ね る
せ い え い ん ま の そ の に ち ゃ

れ き う は ち だ い の } で ん と う か が や く み ず の は し ゃ に ち
き ま た か た り に ち だ い の }

だ い に ち だ い お お に ち だ い

一、青きは希望の 山の峰
澄めるは心と 水の色
富士をば背負い 堂々と
しづきをあげて 技を練る
歴史は唄う 日大の
伝統輝く 水の覇者
日大 日大 おお日大

(二) 番略

三、南の里なら 河育ち
北なら海辺の 潮の子
津々浦々より 集いさし
精銳練磨の その日夜
今日また勝てり 日大の
伝統輝く 水の覇者
日大 日大 おお日大

四、水上日本の 声名を
守るは我等の 肩にあり
記録の更新 むねとして
世界の覇者たれ 王者たれ
轟け響け 日大の
伝統輝く 水の覇者
日大 日大 おお日大

日本大学応援歌 (輝く日大)

日本大学応援歌 輝く日大

松阪直美 作詞
猪俣公章 作曲

1. た た か え ぼ か つ で ん い と う の ほ
2. ど と う え の ご と き で せ い え い の む

こ り か が や く わ が ぼ こ う し れ つ
か う と こ り に て き は な し

れ つ の い き て ん と つ く } た た え よ わ か さ し め せ よ ち か ら
そ う の い き は な と さ く }

に ち だ い に ち だ い い ざ ふ る え に ち だ い

一、戦えば勝つ 伝統の
誇り輝く わが母校
烈々の意気 天を突く
たたえよ若さ 示せよ力
日大 日大 いざふるえ日大

二、どとうの如き 精銳の
向う所に 敵はなし
さつそうの意気 花と咲く
たたえよ若さ 示せよ力
日大 日大 いざふるえ日大

三、光と競え フェニックス
風に勝利の 旗が鳴る
豪快の意気 高らかに
たたえよ若さ 示せよ力
日大 日大 いざふるえ日大

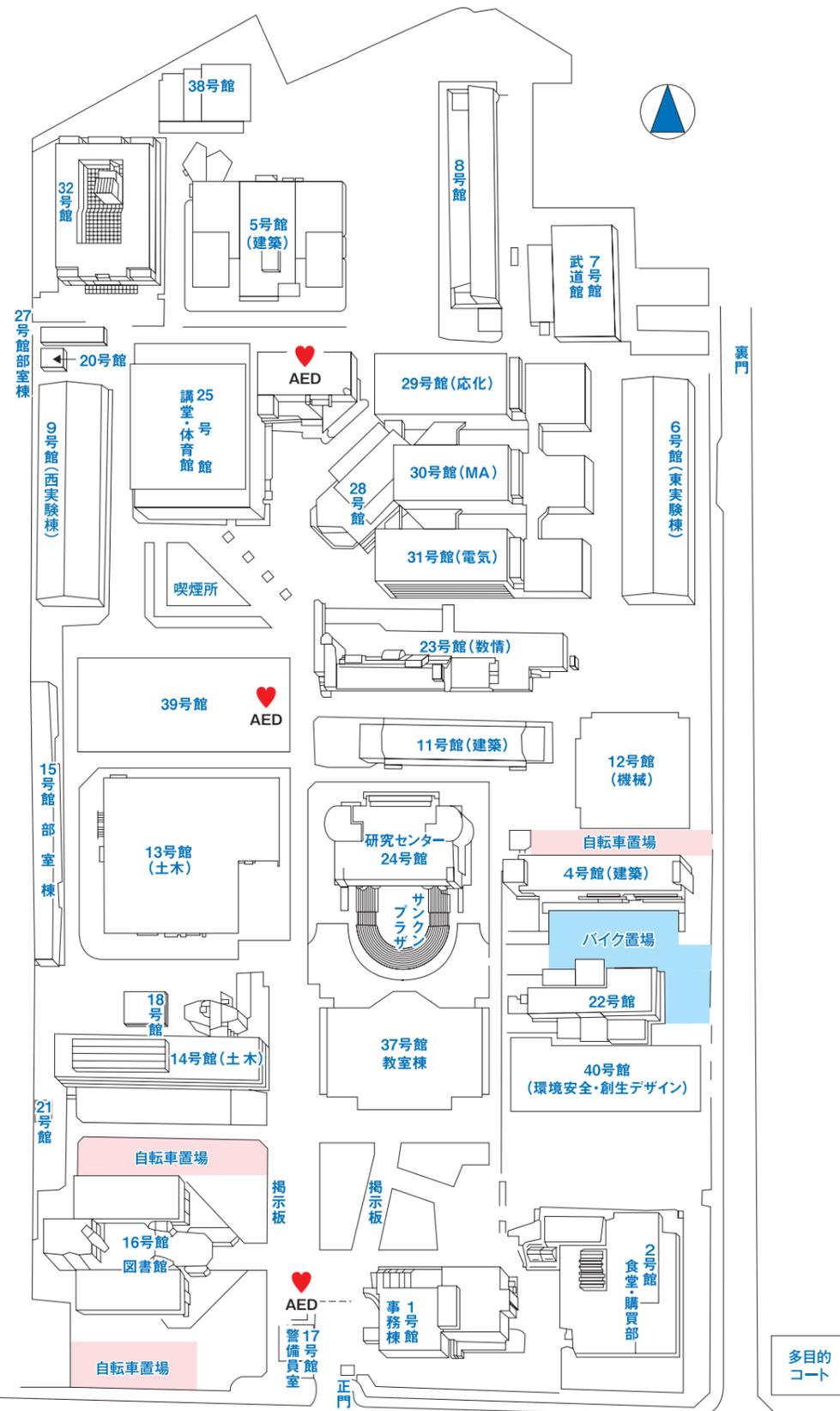
キャンパス案内図

津田沼キャンパス

実籾キャンパス

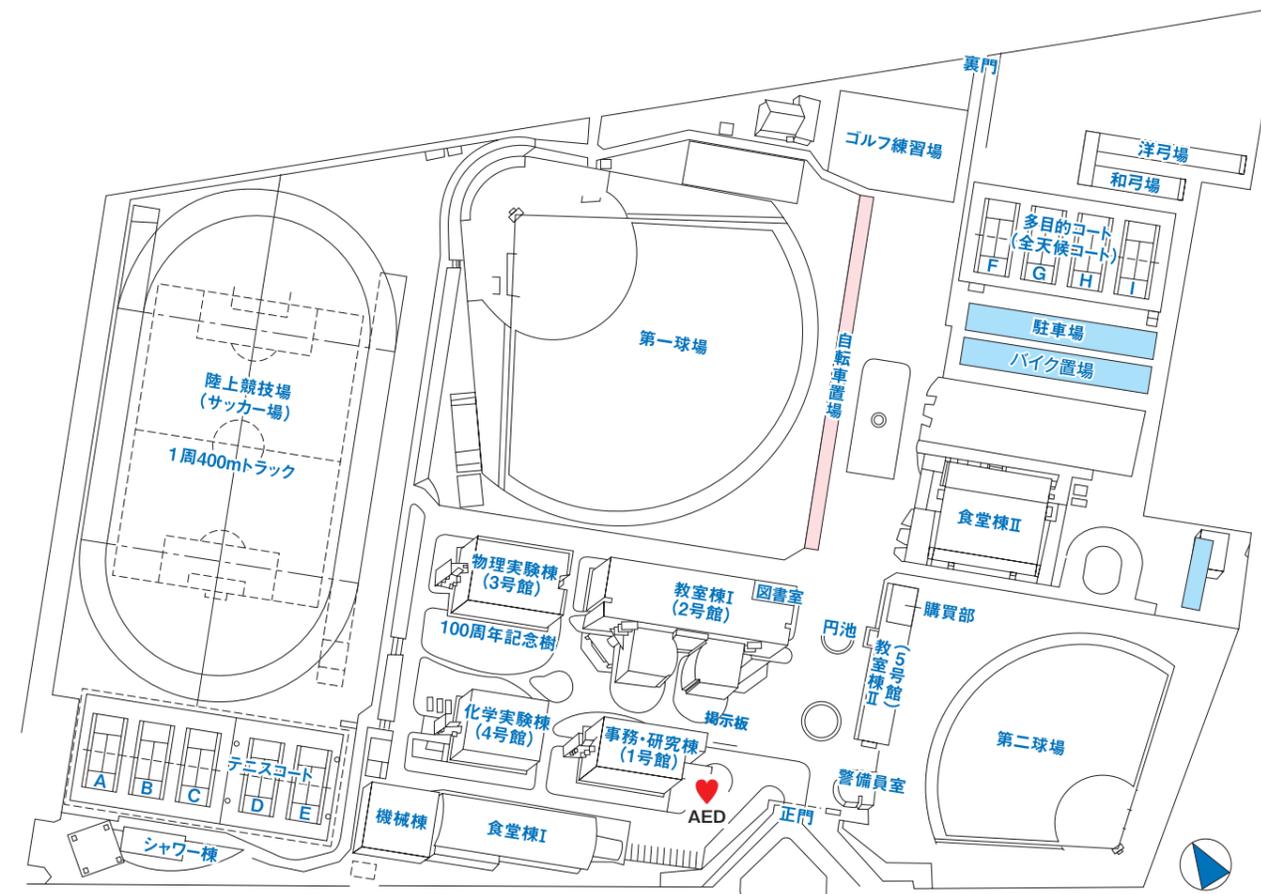
キャンパス案内図

津田沼キャンパス



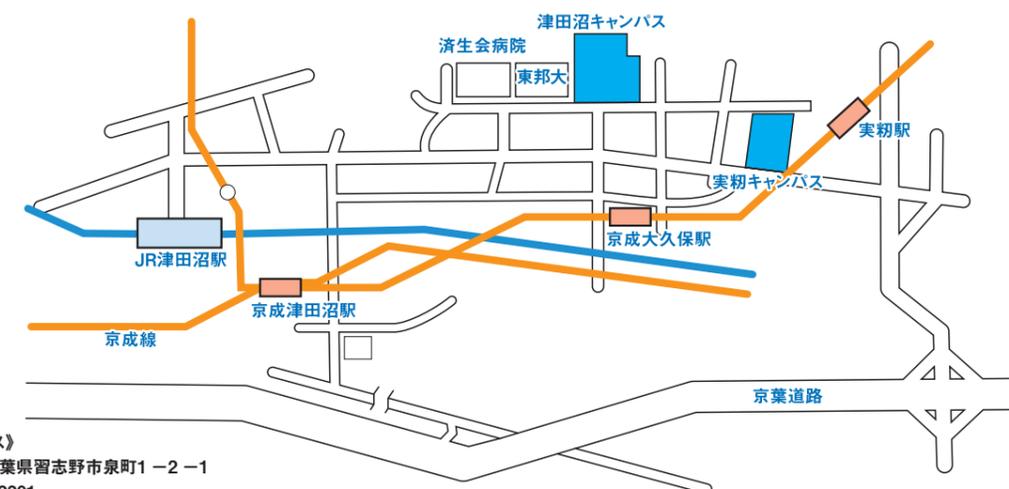
※自動体外式除細動器(AED)は17号館警備員室、25号館体育館1階、39号館に設置してあります。

実籾キャンパス



※自動体外式除細動器(AED)は1号館事務・研究棟1階に設置してあります。

キャンパス案内図



《津田沼キャンパス》
〒275-8575 千葉県習志野市泉町1-2-1
電話 047(474)2201

《実籾キャンパス》
〒275-8576 千葉県習志野市新栄2-11-1
電話 047(474)2801

日本大学情報管理宣言

日本大学

日本大学は、教育理念を実現し、社会的責任を全うし、本学の誇りを守るため、次の三つを宣言します。

- 1 日本大学は、業務・教学情報の外部持ち出しを許しません。
- 1 日本大学は、情報を大学の重要な財産と考え、厳格に管理します。
- 1 日本大学は、構成員に対し情報管理教育を徹底します。

日本大学の構成員は、自らが関わる情報が、大学の誇りと構成員・校友の尊厳に関わるものであることを常に自覚し、良識を持って情報に接することを誓います。

個人情報取り扱い告知文

日本大学生産工学部

入学時及び在学中に収集する学生本人及び保証人の氏名、住所、生年月日及びその他の個人情報、学籍・成績管理、教育、学生生活支援、学費の案内、図書館利用、就職支援等及びこれらの業務に付随する学生及び保証人への連絡・通知・掲示等、本大学の教育事業に必要な範囲で利用します。

また、これらの業務の一部を業者に委託する場合があります。この場合、当該業務の委託を受けた業者は、上記利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用することはありません。

なお、本大学では、学生への教育・指導をより適切に行うため、保証人に対して学生の学業成績及び出席状況等の開示並びに履修状況等についての相談を行う場合があります。

【問合せ先】 生産工学部教務課・学生課
